

「1997年 タイ王国憲法」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

一九九七年タイ王国憲法

第一章

総則

第一条(国の不可分性)

タイ国は一体、不可分の王国である。

第二条(統治制度の原則)

タイ国は国王を元首とする民主主義制度をとる。

第三条(主権)

主権はタイ国民に属する。元首である国王は本憲法の規定に基づき国会、内閣および裁判所を通してその主権を行使する。

第四条(人の尊厳・権利・自由の保護)

人間としての尊厳、人の権利および自由は保護される。

第五条(平等)

タイ国民は、出生、性別あるいは宗教の如何にかかわらず、本憲法の保護を平等に受ける。

第六条(最高法としての憲法)

憲法は国の最高法であり、法律、規則あるいは規約のいかなる規定も本憲法に抵触あるいは相反することはできず、そのような規定は施行することはできない。

第七条(統治制度原則への準拠)

本憲法に適用すべき規定がない場合は、国王を元首とする民主主義制度の政治慣習に従う。

第二章

国王

第八条(国王の不可侵性)

国王は崇敬される地位にあり、何人も侵すことはできない。

第九条(国王と宗教)

国王は仏教徒であり、宗教の擁護者である。

第一〇条(国王の軍統帥権)

国王はタイ国軍の元帥の地位にある。

第一一条(国王の叙勲権)

国王は位階および勲章を授与する大権を有する。

第十二条(枢密院)

国王は適格者から枢密院議長一人および一八人以下の他の枢密院議員を選任し、枢密院を構成させる。

枢密院は国王が諮問するすべての国王事業について国王に提言する任務および本憲法の規定に基づく他の任務を有する。

第十三条(枢密院議員の任命)

枢密院議員の選任あるいは解任は国王の意思に従う。

国会議長は枢密院議長の任命あるいは解任の勅命に副署する。

枢密院議長は他の枢密院議員の任命あるいは解任の勅命に副署する。

第十四条(枢密院議員の兼職禁止)

枢密院議員は下院議員、上院議員、選挙管理委員、国会オンブズマン、国家人権委員、憲法裁判所司法官、行政裁判所司法官、国家汚職防止取締委員、国家会計検査委員、常勤あるいは有給公務員、公共事業体職員、国の他の職員、または政党の党員あるいは職員であってはならず、いかなる政党の支持も表明してはならない。

第十五条(枢密院議員の宣誓)

枢密院議員は就任前に以下の言句の宣誓を国王に対して行わなければならない。

「私(宣誓者氏名)は国王に忠誠を尽くし、国と国民のために誠実に任務を遂行し、あらゆる点においてタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」

第十六条(枢密院議員の退任)

枢密院議員は死亡、辞任あるいは国王の解任勅命により退任する。

第十七条(宮内官・侍従武官長の任命)

宮内官および侍従武官長の任命および解任は国王の意思に従う。

第一八条(摂政)

国王が王国内に不在の時、あるいは何等かの事由により王務を行えない時は、摂政一人を任命し、国会議長はその勅命に副署する。

第一九条(摂政の国会承認)

国王が第一八条に基づく摂政を任命しない場合、または国王が未成年である、あるいは他の事由により摂政を任命できない場合は、枢密院は摂政に就任すべき者一人の氏名を国会に提出し、その承認を求める。国会が承認した時、国会議長は国王の名においてその者を摂政に任命することを公布する。

下院議会の任期が満了している間あるいは解散している間は、上院議会が第一段落に基づく承認について国会としての職務を遂行する。

第二〇条(枢密院議長の摂政代行)

第一八条あるいは第一九条が規定する摂政がない間は、枢密院議長が臨時に摂政を務める。

第一八条あるいは第一九条に基づき任命された摂政が職務を遂行できない場合は、枢密院議長が臨時に摂政を代行する。

第一段落に基づき枢密院議長が臨時に摂政を務める間、あるいは第二段落に基づき枢密院議長が臨時に摂政を代行する間は、枢密院議長は枢密院議長としての職務を遂行することはできない。その場合、枢密院は枢密院議員一人を臨時の枢密院議長代行に選出する。

第二一条(摂政の宣誓)

第一八条あるいは第一九条に基づき任命された摂政は就任前に以下の言句の宣誓を国会でしなければならない。

「私(宣誓者氏名)は国王(国王名)に忠誠を尽くし、国と国民のために誠実に職務を遂行し、あらゆる点においてタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」

下院議会の任期が満了している間あるいは解散している間は、上院議会が本条に基づく国会としての職務を遂行する。

第二二条(王位継承と王室典範の改正)

第二三条の適用下において、王位の継承は一九二四年王室典範の王位継承に関する規定に従う。

王位継承に関する一九二四年王室典範の改正は、国王のみの権限とする。国王が何等かの意見を示した時、枢密院は王室典範の改正案を起草し、国王の裁可を求めるために奏上する。国王が承認し、署名した時、枢密院議長は国会議長に通知し、国会議長は国会に通知するとともに勅命に副署する。これは官報で公布した時に法律として施行することができる。

下院議会の任期が満了している間あるいは解散している間は、上院議会が第二段落に基づく了承に

ついて国会としての職務を遂行する。

第二三条(王位継承者の国会承認)

王位が空位になり、国王が王位継承に関する一九二四年王室典範に基づき王位継承者を任命していた場合、内閣は国会議長に通知し、国会議長は了承を得るために国会を招集する。国会議長は王位継承者に国王への即位を要請し、国民に公布する。

王位が空位になり、国王が第一段落に基づく王位継承者を任命していなかった場合、枢密院は第二二条に基づき王位継承者名を内閣に提出し、内閣は承認を求めために国会に提出する。その場合、王女の名を提出することもできる。国会が承認した時、国会議長は王位継承者に国王への即位を要請し、国民に公布する。

下院議会の任期が満了している間あるいは解散している間は、上院議会が第一段落に基づく了承あるいは第二段落に基づく承認について国会としての職務を遂行する。

第二四条(王位空位時と摂政)

第二三条に基づき王位継承者への国王への即位要請および公布が行われていない間、枢密院議長が臨時に摂政を務めるが、第一八条あるいは第一九条に基づき摂政が任命されている間、または第二〇条第一段落に基づき枢密院議長が摂政を務めている間に王位が空位になった場合は、その摂政が王位継承者への国王への即位要請およびその公布が行われるまで引き続き摂政を務める。

第一段落に基づき任命され、引き続き任にある摂政が職務を遂行できない場合、枢密院議長が臨時に摂政を代行する。

枢密院議長が第一段落に基づき摂政を務める、あるいは第二段落に基づき摂政を代行する場合は、第二〇条第三段落の規定を適用する。

第二五条(枢密院議長代行)

枢密院が第一九条あるいは第二三条第三段落に基づく職務を遂行しなければならない、または枢密院議長が第二〇条第一段落あるいは第二段落、または第二四条第二段落に基づく職務を遂行しなければならない、枢密院議長が空席であり、あるいは職務が遂行できない場合、枢密院は枢密院議員一人を、枢密院議長を代行する、または第二〇条第一段落あるいは第二段落、または第二四条第三段落の職務を遂行するために選出する。

第三章

国民の権利と自由

第二六条(権力行使と人権)

国のあるゆる機関による権限の行使においては、本憲法の規定に基づく人間としての尊厳、権利および自由に留意しなければならない。

第二七条(権利・自由の保護)

本憲法が明確に、あるいは間接的に、または憲法裁判所が保障する権利および自由は保護され、あらゆる法律の制定、法律の施行および法律の解釈において、国会、内閣、裁判所および国の他の機関を拘束する。

第二八条(権利・自由の行使)

他人の権利および自由を侵害せず、憲法に反せず、あるいは善良の風俗に反しない限りにおいて、人は自己の人間としての尊厳を主張し、あるいは権利および自由を行使することができる。

本憲法が保障する権利あるいは自由を侵害された者は、本憲法の規定に基づき裁判権を行使し、あるいは裁判における訴訟争点とすることができる。

第二九条(権利・自由の制限と法)

本憲法が規定し、かつ必要な目的のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、憲法が保障する人の権利および自由を制限することはできないが、その権利および自由の本質を損なうことはできない。

第一段落に基づく法律は一般に適用しなければならないが、何等かの場合あるいは何等かの者に限定して適用することはできない。またその法律の制定権に関する憲法の規定についても明記しなければならない。

第一段落および第二段落の規定は法律の規定に基づく権限により公布される規則あるいは規約にも準用する。

第三〇条(人の平等性)

人は法的に平等であり、対等に法律の保護を受ける。

男女は平等な権利を有する。

出生、民族、言語、性別、年齢、心身の状態、地位、経済あるいは社会的な状況、信仰、教育、または憲法に抵触しない政治信条の違いにより人を不公正に差別することはできない。

他人と同様な権利および自由の行使の推進あるいはその障害除去のために国が講じる措置は、第三段落に基づく不公正な差別とは見做さない。

第三一条(虐待・残虐行為の否定)

人は生命および身体の権利および自由を有する。

残酷な、あるいは非人間的な方法による虐待、残虐行為あるいは処罰はこれを行うことはできない。しかし法律が規定する死刑は第一段落の規定に基づく残酷な、あるいは非人間的な処罰とは見做さな

い。

法律の規定に基づく権限による場合を除き、第一段落に基づく権利および自由を損なう逮捕、拘禁あるいは身体検査を行うことはできない。

第三二条(刑事罰)

人はその行為時に適用されている法律により犯罪として規定され、罰則が規定されている行為を行った場合を除き、刑事罰を受けることがなく、その者の違法行為時に適用されている法律が規定する刑罰より重い刑罰を課すことはできない。

第三三条(容疑者の無罪性)

刑事事件において、容疑者あるいは被告には罪がないものと先ず仮定する。
有罪判決が確定するまでは、その者を犯罪者のように扱うことはできない。

第三四条(家庭内プライバシーの保護)

人の家庭内の権利、名誉、名声あるいはプライバシーは保護される。
いかなる方法によるかを問わず、人の家庭内の権利、名誉、名声およびプライバシーを侵害する、あるいは損なう著述あるいは映像の公開は、公共の利益のための場合を除き、これを行うことはできない。

第三五条(居住の自由と保護)

人は居住の自由を有する。
人は平穏に住居に居住し、それを占有することを保護される。法律が規定する権限による場合を除き、占有者の同意なしで住居への立ち入り、あるいは家宅捜索を行うことはできない。

第三六条(移動・居住地の自由)

人は王国内を移動する自由および居住地を選択する自由を有する。
第一段落に基づく自由の制限は、国の安全保障、公の秩序、国民の福祉、都市計画あるいは青少年福祉のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、これを行うことはできない。
タイ国籍者の国外追放あるいはタイ国籍者の入国禁止は行うことができない。

第三七条(通信の自由)

人は合法的な方法により通信する自由を有する。
通信物の検閲、押収あるいは開封および通信物の内容を察知するためのその他の行為は、国の安全保障、公の秩序あるいは善良の風俗の維持のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、これを行うことはできない。

第三八条(信教の自由)

国民の義務に反せず、公の秩序あるいは善良の風俗に抵触しない時、人は宗教、宗派あるいは宗教上の教義を信仰する完全な自由を有し、教理に基づく行為あるいは自己の信仰に基づく儀式を行う自由を有する。

第一段落に基づく自由の行使において、人は他人と異なる宗教、宗派あるいは宗教上の教義の信仰、または教理に基づく行為あるいは信仰に基づく儀式を行うことを理由に、国から正当な権利を制限され、あるいは利益を損なわれることがないよう保護される。

第三九条(言論の自由)

人は言論、文筆、印刷、出版およびその他の方法による意思伝達の自由を有する。

第一段落に基づく自由の制限は、国家の安全保障、他人の権利、自由、名誉、名声、家庭内の権利あるいはプライバシーの保護、または公の秩序あるいは善良の風俗の維持、または国民の心身の荒廃の防止あるいは阻止のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、これを行うことはできない。

本条に基づく自由を剥奪するため印刷所、ラジオ局あるいはテレビ局の閉鎖を命令することはできない。

新聞、出版物、ラジオあるいはテレビにおける報道あるいは言論を公表前に係官が検閲することは、国が戦争あるいは戦闘状態にある間を除き、これを行うことはできず、第一段落に基づき制定された法律の規定に基づく権限によらなければならない。

新聞事業あるいはその他のマスメディアの所有者は、法律の規定に基づくタイ国籍者でなければならない。

国は民間の新聞あるいはその他のマスメディアへの資金あるいはその他の財産の補助を行うことはできない。

第四〇条(国家資源としての電波)

ラジオ、テレビおよび通信に使用する電波は、公益のための国の通信資源とする。

国の独立機関が法律の規定に基づき、第一段落に基づく周波数電波を配分し、ラジオ、テレビおよび通信事業を監督する。

第二段落に基づく職務では、教育、文化、安全保障およびその他の公益についての国および地域水準における国民の最大利益、ならびに公正な自由競争に留意しなければならない。

第四一条(報道の自由)

民間の新聞、ラジオあるいはテレビ事業の職員あるいは被雇用者は、憲法の制限下において報道および言論の自由を有し、公官署、国の機関、公共事業体あるいはその事業の所有者の命令下に置かれることはないが、職業倫理に抵触してはならない。

ラジオあるいはテレビ事業における公官庁、国の機関あるいは公共事業体の公務員、職員あるい

は被雇用者も第一段落に基づく民間の職員あるいは被雇用者と同様の自由を有する。

第四二条(学問の自由)

人は学問の自由を有する。

学問的な教育、講義、研究および研究発表は、国民の義務あるいは善良の風俗に反しない限り、保護される。

第四三条(教育の権利)

人は国が無料で遍くかつ良質に整備する十二年以上の基礎教育を受ける権利を有する。

国の教育運営では、法律の規定に基づき、地域の行政機関および民間の参加に留意しなければならない。

国の監督下における専門機関および民間の教育運営は、法律の規定に基づき保護される。

第四四条(集会の自由)

人は平穏かつ武器を所持しない集会の自由を有する。

第一段落に基づく自由の制限は、公共集会における公共地を使用する国民の便宜を保護するための、または国が戦争状態にある間または緊急事態宣言あるいは戒厳令施行中の治安維持のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、これを行うことはできない。

第四五条(結社の自由)

人は協会、組合、連合、協同組合、農民団体、民間団体あるいはその他の団体を結成する自由を有する。

第一段落に基づく自由の制限は、国民全体の利益の保護、または公秩序あるいは良俗の維持、または経済的な独占防止のための特別法の規定に基づく権限によらない限り、これを行うことはできない。

第四六条(先住民の保護)

地域の先住民は法律の規定に基づき、地域および民族の善良な慣習、伝統的な知識、あるいは文芸を保護あるいは復興し、自然資源および環境の調和的かつ持続的な管理、保護および利用に参加する権利を有する。

第四七条(政党結成の自由)

人は本憲法が規定する国王を元首とする民主主義統治制度の方法に基づき、国民の政治意思を形成し、その意思に基づく政治活動を行うために政党を結成する自由を有する。

政党の組織、活動および規則は、国王を元首とする民主主義統治制度の基本原則に沿わなければならない。

本憲法に基づく政党に関する法律が規定する人数の政党员である下院議員、政党役員あるいは政

党員が、自己が所属する政党の決議あるいは規則が本憲法に基づく下院議員の地位および職務に抵触する、または国王を元首とする民主主義統治制度の基本原則に抵触あるいは相反すると判断した場合は、憲法裁判所に裁定を要請する権利を有する。

憲法裁判所が、その決議あるいは規則が国王を元首とする民主主義統治制度の基本原則に抵触あるいは相反すると裁定した場合は、その決議あるいは規則は無効となる。

第四八条(財産権・遺産相続権の保護)

人の財産権は保護される。その権利の範囲および制限は法律の規定に従う。

遺産相続は保護される。遺産相続権は法律の規定に従う。

第四九条(不動産収用)

不動産の収用は、公共施設、国防上の必要、天然資源の入手、都市計画、環境の改善および保護、農業あるいは工業開発、土地改革、またはその他の公共利益のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、これを行うことはできず、法律の規定に基づき所有者およびその収用により損害を受けるすべての権利者に適当な期間内に公正な補償金を支払わなければならない。

第一段落に基づく補償金の規定では、収用対象者の不動産の通常の売買価格、入手方法、状態および所在地、およびその収用による損害を考慮しつつ公正に規定しなければならない。

不動産収用法は収用の目的を明記し、不動産の使用期間を明確に規定しなければならない。規定された期間内にその目的のために使用しなかった不動産は、元の所有者あるいは相続人に返還しなければならない。

第三段落に基づく元の所有者あるいは相続人への不動産の返還、および支払った補償金の返却請求は法律の規定に従う。

第五〇条(職業の自由)

人は公正な営業あるいは職業および自由競争の自由を有する。

第一段落に基づく権利の制限は、国の安全保障あるいは経済の安定の維持、国民への公共サービスの保護、公秩序あるいは良俗の維持、職業の秩序、消費者保護、都市計画、天然資源あるいは環境の保全、国民の福祉、または独占防止あるいは競争における不公正是正のための特別法の規定に基づく権限による場合を除き、これを行うことはできない。

第五一条(労働徴用)

労働力の徴用は、緊急の災害防止に関する特別法、または国が戦争あるいは戦闘状態にある間、または緊急事態宣言あるいは戒厳令施行中に実施できるとする法律の規定に基づく権限による場合以外に、これを行うことはできない。

第五二条(保健サービス)

法律の規定に基づき、人は標準的な保健サービスを平等に受ける権利を有し、貧困者は無料で国の保健施設で医療を受ける権利を有する。

国の保健サービスはできる限り地域の行政機関および民間の参加を促しつつ、広く、効率的に行わなければならない。

危険な伝染病の予防および阻止は、国が法律の規定に基づき、無料かつ迅速に国民に対して行わなければならない。

第五三条(児童・青少年の保護)

児童、青少年および家庭内の者は、国により暴力および不正な行為から保護される権利を有する。保護者のない児童および青少年は、法律の規定に基づき、国により養育および教育を受ける権利を有する。

第五四条(高齢者への国の援助)

満六十五歳を超え、生活に十分な所得のない者は、法律の規定に基づき、国の援助を受ける権利を有する。

第五五条(障害者への国の援助)

障害者あるいは虚弱者は、法律の規定に基づき、国の保健サービスおよび他の援助を受ける権利を有する。

第五六条(環境保護)

人が自己の保健、安全あるいは生活の質に危険を及ぼさない環境の中で平穏かつ継続的に生活するために、国および地域とともに、自然資源および生命の種の多様性の保護および利用、ならびに環境の保護、振興および改善に参加する権利は、法律の規定に基づき保護される。

環境に重大な打撃を与える可能性がある計画および活動は、法律の規定に基づき実施前に環境影響調査評価を行い、環境民間団体の代表および環境教育を行う高等教育機関の代表で構成する独立組織の見解を付した場合を除き、これを実施することはできない。

第一段落および第二段落に基づく法律が規定する任務を遂行させるために、公官庁、政府機関、公共事業体、地方行政体あるいは国の他の機関を訴える権利は保護される。

第五七条(消費者保護)

消費者としての人の権利は法律の規定に基づき保護される。

第一段落に基づく法律では、消費者保護のための法律、政令および規則の制定、ならびに様々な措置の規定に関する提言を職務とする、消費者代表で構成する独立組織の設置を規定しなければならない。

第五八条(情報の公開)

人は法律の規定に基づき、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体が所有する公共の情報を知る権利を有する。ただしその情報の公開が国の安全保障、国民の安全、または他人の保護されるべき利害を損なう場合を除く。

第五九条(公聴会)

自己あるいは地域の環境、保健、生活水準あるいは他の重要な利害に影響を及ぼす何等かの計画あるいは活動の許可あるいは実施前に、人は法律が規定する公聴過程に則して、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体から情報および説明を受ける権利を有し、またその件について自己の意見を表明する権利を有する。

第六〇条(行政公務員の審査)

人は法律の規定に基づき、自己の権利および自由に影響を及ぼした、あるいは影響を及ぼす可能性のある政府職員の行政職務の審査過程に参加する権利を有する。

第六一条(請願権)

人は法律の規定に基づき請願し、適当な期間内に審査結果の通知を受ける権利を有する。

第六二条(国民の国家機関への告訴権保護)

人が法人である公官庁、政府機関、公共事業体、地方行政体あるいは国の他の機関を、その公務員、職員あるいは被雇用者の行為あるいは行為怠慢の責任を取らせるために訴えることは、法律の規定に基づき保護される。

第六三条(クーデター告発の権利)

人は本憲法に基づく国王を元首とする民主主義制度の転覆、または本憲法が規定する方法によらない国の統治権の奪取のために、本憲法に基づく権利および自由を行使することはできない。

何等かの者あるいは政党が第一段落に基づく行為を行った場合、その行為を関知した者は最高検察庁に告発し、憲法裁判所にその行為の停止命令を要請する権利を有する。ただしその行為者の刑事訴訟には影響しない。

第六四条(公務員の権利・自由)

軍人、警察官および公務員、他の政府職員、地方行政体職員および他の国の機関の職員あるいは被雇用者である者は、政治、能力、規律あるいは倫理に関する特別法の規定に基づく権限により公布される法律、政令あるいは規則により制限される場合を除き、一般人と同様に憲法に基づく権利および自由を有する。

第六五条(クーデターへの抵抗の権利)

人は、本憲法が規定していない方法により国家行政の奪取につながる行為に対し、平和的な方法をもって抵抗する権利を有する。

第四章

国民の義務

第六六条(統治制度の維持)

人は本憲法に基づき国家、宗教、国王および国王を元首とする民主主義制度を維持する義務を有する。

第六七条(法律遵守)

人は法律を遵守する義務を有する。

第六八条(選挙権行使)

人は選挙権を行使する義務を有する。

適当な事由を届け出ることなく投票しなかった者は、法律の規定に基づき権利を失う。

投票に行けない事由の届出および投票の便宜は法律の規定に従う。

第六九条(国民のその他の義務)

人は法律の規定に基づき、国を防衛し、兵役に就き、納税し、公務を援助し、教育を受け、また国の文芸および伝統技能を継承し、自然資源および環境を保全する義務を有する。

第七〇条(公務員の義務と政治的中立性)

公務員、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者、および国の他の職員は、全体の利益の維持、および国民への便宜およびサービスの提供のために法律に従う義務を有する。

公務および国民に関する他の職務において、第一段落に基づく者は政治的中立を守らなければならない。

第一段落に基づく者が第一段落あるいは第二段落に基づく義務を怠慢あるいは不履行した場合、利害関係人は第一段落に基づく者あるいはその者の上司に事由説明を要求し、第一段落あるいは第二段落の規定を遵守させるよう要求する権利を有する。

第五章

国の政策指針

第七一条(王制・独立・領土の保全)

国は王制、独立および領土の保全を維持しなければならない。

第七二条(軍事力保持)

国は独立、安全保障、王制、国益および国王を元首とする民主主義制度を維持し、国を開発するために軍事力を保持しなければならない。

第七三条(宗教の擁護)

国は仏教および他の宗教を擁護し、あらゆる宗教の教徒間の理解および合意を促進するとともに、宗教の原理に基づく道徳の確立および生活の改善を支援しなければならない。

第七四条(外交)

国は諸外国との友好関係を促進し、互惠主義の原則を維持しなければならない。

第七五条(司法・行政の効率化)

国は法律の遵守、人の権利および自由の保護、国民に対して迅速かつ平等な司法制度の効率化および利便化、ならびに国民の必要に則した行政制度および国の他の事業の効率化を監督しなければならない。

国は選挙管理委員会、国会オンブズマン、国家人権委員会、憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所、国家汚職防止取締委員会および国家会計検査委員会の独立した業務のために十分な予算を配分しなければならない。

第七六条(政策決定への国民参加)

国は政策の策定、政治的な決定、経済、社会および政治開発計画の策定、ならびにあらゆる水準での国の権限行使の監査への国民の参加を促進し、支援しなければならない。

第七七条(汚職防止)

国は汚職および不正行使を防止し、職務を効率化するために、政治開発計画を策定し、政治職者、公務員および他の国の職員あるいは被雇用者の道徳および倫理措置を講じなければならない。

第七八条(地方への権限分散)

国は地域の自立および域内事業の決定、遍くかつ平等な地域経済開発、地域の公共サービスおよ

び公共施設ならびに情報施設の開発のために権限を分散しなければならず、条件の整った県はその県民の意思に留意しつつ大規模な地方行政体とする。

第七九条(環境保護と国民参加)

国は調和的な自然資源および生命の種の多様性の保全、改善および利用への国民の参加、および持続的開発の原則に基づく環境の振興、改善および保全、ならびに国民の保健衛生、福祉および生活に影響する公害の監督および規制への参加を促進し、支援しなければならない。

第八〇条(社会的弱者への支援)

国は児童および青少年の保護および開発、男女の平等促進、家族の結束の促進および地域の充実を図らなければならない。

国は高齢者、貧困者、障害者あるいは虚弱者、および機会の劣った者の生活改善および自立のために援助しなければならない。

第八一条(教育・文化の振興)

国は道徳をともなう知識促進のための教育運営および民間教育の支援、国家教育に関する法律整備、経済および社会の変化に則した教育改善、国王を元首とする民主主義制度の政治行政に関する知識および意識の確立、様々な分野における研究調査の支援、国家開発のための科学技術促進、教職者の振興、ならびに伝統技能、国の芸術および文化の振興を図らなければならない。

第八二条(公衆衛生)

国は国民が標準的かつ効率的なサービスを遍く受けられるように公衆衛生を整備し、促進しなければならない。

第八三条(所得分散)

国は公正な所得分散を図らなければならない。

第八四条(農業振興)

国は適正な土地所有および土地利用制度の整備、農民のための農業水源確保および最大限の報酬をもたらす農産物の生産および流通における農民の利益保護、ならびに農業計画策定および共同利益確保のための農民の結束促進を図らなければならない。

第八五条(協同組合振興)

国は協同組合制度を振興、支援かつ保護しなければならない。

第八六条(労働保護)

国は労働年齢者の就労、児童労働者および女子労働者を重視した労働保護、労働関係制度の整備、社会保障、ならびに労働報酬の公正化を推進しなければならない。

第八七条(自由経済の推進)

国は国家安全保障、全体の利益維持あるいは公共サービスの整備の必要がある場合を除き、市場原理に基づく自由経済制度の支援、公正な競争の監督、消費者保護、直接のおよび間接的な独占の防止、及び経済的必要に則さない経済活動を規制する法律および原則の廃止および制定の停止を促進しなければならない、また民間と競合する事業を 営んではならない。

第八八条(施政方針と報告)

本章の規定は国家行政に関する法律制定および政策策定の指針となる。

第二一一条に基づく施政方針演説において、国政を担う内閣は国会に対して本章が規定する政策指針に沿って国政事業を行うことを明確に説明しなければならない、一年に一度は事業の結果ならびにその問題および障害に関する報告を作成し、国会に提出しなければならない。

第八九条(国家経済社会顧問評議会)

本章の施行のために、国は経済および社会に関する諸問題について内閣に答申および 提言することを職務とする国家経済社会顧問評議会を設置する。

国家経済社会開発計画および法律の規定に基づく他の計画は、公布施行を審議する前に、国家経済社会顧問評議会の審議に諮らなければならない。

国家経済社会顧問評議会の構成、根拠、職務権限および事業は法律の規定に従う。

第六章

国会

第一節

総則

第九〇条(国会両院)

国会は上院議会と下院議会とで構成する。

国会の会議の両院合同あるいは各院分離は本憲法の規定に従う。

第九一条(国会議長)

下院議長を国会議長とし、上院議長を国会副議長とする。

下院議長が空席の場合、または下院議長が不在あるいは国会議長としての職務を果たせない場合は、上院議長が国会議長の任務を代行する。

国会議長は本憲法の規定に基づく職務権限を有し、合同会議において規則に基づき国会運営を行う。

国会議長および国会議長代行は職務において中立を保たなければならない。

国会副議長は本憲法の規定および国会議長の委任に基づく職務権限を有する。

第九二条(法律制定)

法令案および憲法付属法案は国会の助言と同意によってのみ法律として制定することができる。

第九三条(法律の施行)

国会の承認を受けた法令案あるいは憲法付属法案は、内閣総理大臣が国会からその法令案あるいは憲法付属法案を受けとった日から二十日以内に国王の署名を受けるために奏上し、官報で公布した後に法律として施行することができる。

第九四条(法律と国王承認)

国王が承認せず国会に返付した、あるいは九十日が経過しても返付しなかった法令案あるいは憲法付属法案は、国会が再審議しなければならない。国会が両院の議員総数の三分の二以上の票数で元の決議を支持した場合は、内閣総理大臣が再びその法令案あるいは憲法付属法案を奏上し、国王が三十日以内に署名して返付しないときは、内閣総理大臣は国王が署名した場合と同様にその法令案あるいは憲法付属法案を官報で公布し、法律として施行することができる。

第九五条(両院議員兼職禁止)

人は同時に上院議員および下院議員を兼ねることはできない。

第九六条(議員資格失効の申立)

それぞれの議員総数の十分の一以上の下院議員あるいは上院議員は連名で、自己が属する議会の議長に対して、その議会の何等かの議員の資格が第一一八条(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一一)あるいは(一二)、または第一三三条(三)(四)(五)(六)(七)(九)あるいは(一〇)に基づき喪失したことを申し立てる権利を有する。申立を受けた議会の議長は、その議員の資格が喪失したか否かを裁定するために、その申立を憲法裁判所に送付する。

憲法裁判所が裁定を下した時は、憲法裁判所はその裁定を第一段落に基づく申立を受けた議会の議長に通知する。

第九七条(議員資格喪失者の報酬返還)

資格喪失または憲法裁判所による議員資格喪失裁定後の下院議員あるいは上院議員の退任は、

退任前あるいはその議員が属する議会の議長が憲法裁判所の裁定通知を受け取る前に、その議員が議員職務として行った活動、または受け取った給与あるいはその他の報酬に影響しない。ただし下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律に基づき不正に選出されたとの事由で退任する場合は、その者が地位故に受け取った給与および、あるいはその他の報酬を返還する。

第二節

下院議会

第九八条(構成)

下院議会は第九九条に基づく代表名簿方式で選挙された議員一〇〇人および第一〇二条に基づく選挙区方式により選挙された議員四〇〇人の計五〇〇人の議員で構成する。

何等かの事由により、下院議員の空席のために、まだ補欠選挙が行われていない場合、下院議会は現有する下院議員で構成する。

第九九条(代表名簿方式)

代表名簿方式の下院議員選挙において、選挙権者は政党が作成した立候補者名簿の一つを選んで投票する権利を有し、選挙区は全国区と見做す。

第一段落に基づく立候補者名簿は各政党がそれぞれ一つずつ作成する。一つの名簿は一〇〇人以下とし、選挙区方式の立候補受付日より前に選挙管理委員会に提出する。

第一段落に基づく名簿の氏名は以下の項目に該当しなければならない。

- (一) 公正に各地方から選んだ立候補者で構成する。
- (二) 他の政党が作成した名簿と重複してはならず、第一〇二条に基づく選挙区方式の立候補者の氏名と重複してはならない。
- (三) 番号順に氏名を並べる。

第一〇〇条(比例算出方法)

ある政党の名簿の得票が全国の得票総数の一〇〇分の五未満の場合は、名簿上の何人も当選しないものと見做し、その得票を第二段落に基づく下院議員比率の算出から除外する。

各政党の名簿の得票比率の算出方法は、下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律が規定する原則、方法および条件に基づき算出された比率により、その政党の名簿に記載された氏名の者が当選したものと見做す。

各政党の名簿に氏名が記載された立候補者は、その名簿について算出された下院議員の比率に基づき、番号順に当選したものと見做す。

第一〇一条(比例代表区の補欠選挙不実施)

第一一九条(一)の適用下において、下院議会の任期中に何等かの事由により代表名簿方式の選挙で当選した下院議員数が一〇〇人に満たなくなった場合は、代表名簿方式の選挙による議員は現有議員で構成する。

第一〇二条(小選挙区)

選挙区方式による下院議員の選挙では、選挙権者はそれぞれの選挙区につき立候補者一人に投票する。

議員一人当たりの人口基準の算出は、選挙の実施年より前の年に発表された最新の住民登録数をもとに算定し、四〇〇人の下院議員数に平均させる。

各県の下院議員数は、第二段落に基づき算出する議員一人当たりの人口をその県の人口に平均させる。県の人口が第二段落に基づく議員一人当たりの人口基準に達しない場合は、その県の下院議員は一人とする。県の人口が第二段落に基づく議員一人当たりの人口基準を超える場合、議員一人当たりの人口基準ごとに下院議員一人を増やす。

第三段落に基づき各県の下院議員数を割り出しても、下院議員数が四〇〇人に満たない場合は、第三段落に基づき算出した端数が最多の県にもう一人の下院議員を割り当て、その方法で四〇〇人になるまで第三段落に基づき算出した端数が多い県の順に下院議員を割り当てる。

第一〇三条(小選挙区の区割り)

一人以下の下院議員を選挙する県では県域を選挙区と見做し、複数の下院議員を選挙する県では選出する下院議員の人数分の選挙区に区分し、各選挙区の下院議員数を一人とする。

複数の選挙区に区分する県では、各選挙区の区域を隣接して区分し、各区の人口を近似させなければならない。

第一〇四条(投票)

総選挙において選挙権者は政党が作成した立候補者名簿一つおよびその選挙区の下院議員選挙区方式の立候補者一人に投票する権利を有する。

第一一九条(二)に基づき空席になった選挙区方式による下院議員の補欠選挙では、下院議員選挙権者はその選挙区の下院議員一人に投票する権利を有する。

選挙は直接秘密投票による。

各選挙区では、下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律の規定に基づき、すべての投票所の得票数を選挙管理委員会が規定するその選挙区内の有力所をまとめて集計し、集計結果を公示する。ただし地域によって必要な事情がある場合、委員会は別様に規定することができる。

第一〇三条に基づく選挙区におけるそれぞれの代表名簿の得票数の集計および公示に第四段落の規定を準用する。

第一〇五条(選挙権者資格)

以下の資格に該当する者を選挙権者とする。

- (一) タイ国籍を有する。ただし国籍変更によりタイ国籍を有している者は、タイ国籍を取得してから五年以上経っていないなければならない。
- (二) 選挙実施年の一月一日に満十八歳以上である。
- (三) 投票日まで九〇日以上にわたり選挙区の住民登録証に氏名が記載されている。

第一〇六条(選挙権行使禁止者)

選挙日に以下の何等かの項目に該当する者は選挙権の行使を禁止される。

- (一) 心神喪失者あるいは心神耗弱者。
- (二) 僧侶、沙弥、勤行者あるいは出家者。
- (三) 裁判所の令状あるいは法的な命令により拘禁中の者。
- (四) 選挙権取り消し中の者。

第一〇七条(立候補者資格)

以下の資格に該当する者を下院議員の被選挙権者とする。

- (一) 出生によるタイ国籍を有する。
- (二) 投票日に満二十五歳以上である。
- (三) 下院議員あるいは上院議員の経験者を除き、学士あるいはそれ相当の教育を受けた。
- (四) 立候補受付日まで九〇日以上継続して、いずれかの政党の党员である。
- (五) 選挙区方式の選挙の立候補者は以下のいずれかの資格に該当しなければならない。
 - (A) 立候補する県の住民登録証に立候補受付日まで一年以上継続して氏名が記載されている。
 - (B) 立候補する県の下院議員だった、またはその県の地方議会議員あるいは行政者だったことがある。
 - (C) 立候補する県で出生した者である。
 - (D) 立候補する県内に所在する教育機関で二年以上継続して教育を受けたことがある。
 - (E) 立候補する県内で二年以上継続して公務に就いたことがある、あるいは住民登録証に氏名が記載されていたことがある。

第一〇八条(各政党の候補者数)

選挙区方式の選挙において党员を候補者に立てる政党は、その選挙区において一人の候補を立てる。

第一〇九条(立候補禁止者)

以下のいずれかに該当する者は下院議員の被選挙権を行使することを禁ずる。

- (一) 薬物中毒者である。

- (二) 裁判所が宣告中の破産者。
- (三) 第一〇六条(一)(二)あるいは(四)に基づき選挙権の行使を禁止されているもの。
- (四) 懲役判決を受けている、あるいは裁判所の令状により拘禁中である。
- (五) 過失罪の場合を除き、二年以上の懲役判決を受けたことがあり、投票日までに刑期終了から五年が経過していない。
- (六) 職務上の不正により、あるいは職務上の不正あるいは規律違反の容疑で、公官庁、政府機関あるいは公共事業体から免職、解任あるいは解雇されたことがある。
- (七) 異常な蓄財を事由に裁判所の判決あるいは命令により財産を国庫に没収されたことがある。
- (八) 政治職公務員以外の常勤あるいは定給の公務員である。
- (九) 地方議会議員あるいは地方行政者である。
- (一〇) 上院議員である。
- (一一) 政府機関あるいは公共事業体、または地方行政体の職員あるいは被雇用者、または国の他の職員である。
- (一二) 選挙管理委員、国会オンブズマン、国家人権委員、憲法裁判所司法官、行政裁判所司法官、国家汚職防止取締委員あるいは国家会計検査委員である。
- (一三) 第二九五条に基づき政治職への就任を禁じられている。
- (一四) 第三〇七条に基づき上院議会から罷免決議を受けたことがあり、上院議会の決議日から投票日までに五年が経過していない。

第一一〇条(下院議員の禁止様態)

下院議員は以下の項目に該当しなければならない。

- (一) 国務大臣ではないその他の政治職公務員以外の、公官庁、政府機関あるいは公共事業体における地位あるいは職務、または地方議会議員、地方行政者あるいは地方行政体職員の地位に就いていない。
- (二) 国、公官庁、政府機関あるいは公共事業体から事業権を受けていない、または国、公官庁、政府機関あるいは公共事業体との独占的な契約の当事者でない、またはそのような事業権者あるいは契約当事者であるパートナーシップあるいは会社の出資者あるいは株主ではない。
- (三) 公官庁、政府機関、または公共事業体から、通常の業務において他人に対して行われる以外の特別な金銭、あるいはいかなる利益も受け取っていない。

本条の規定は下院議員が軍人年金、一時金、王族年金あるいは同類のその他の金銭を得ている場合には適用せず、また下院議員が国会、下院議会あるいは上院議会の委員、または法律の規定に基づく有識者として任命される委員、または国務大臣以外の政治職公務員として国家行政のために任命される委員に就任あるいは在任する場合にも適用しない。

第一一一条(公務員人事への干渉禁止)

下院議員は下院議員としての事情あるいは地位を利用して、政治職公務員以外の常勤あるいは定

給の公務員、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者の採用、任命、異動、出向、昇降級および昇降給、またはその解任に干渉あるいは介入してはならない。

第一一二条(選挙法)

本憲法の規定の適用下において、選挙の原則および方法は下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律に従う。

第一一三条(下院議員選挙への国の援助)

下院議員選挙を公正かつ公平に実施するために、国は以下の事項について下院議員選挙を支援する。

(一) 国の公共の場所に選挙に関するポスターおよび看板の掲示場所を設置する。

(二) 選挙に関する資料を作成し、選挙権者に送付する。

(三) 立候補者の選挙運動の場所を設置する。

(四) 政党にラジオおよびテレビの放送時間を配分する。

(五) 選挙管理委員会が公示・規定するその他の活動。

(一)(四)および(五)に基づく業務は、立候補者、政党あるいは国以外の者がこれを行うことはできない。

本条に基づく業務の原則、条件および方法は下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律に従い、平等に機会を与えなければならない。

第一一四条(任期)

下院議会の任期は投票日から一期四年とする。

第一一五条(任期満了と総選挙)

下院議会の任期が満了した時は、国王は新しい下院議員を選出する総選挙実施の勅令を発令する。その勅令においては下院議会の任期満了日から四五日以内に投票日を規定しなければならない。その投票日は全国で同一の日でなければならない。

第一一六条(下院解散と総選挙)

国王は新たに下院議員を選挙するために下院議会を解散する権限を有する。

下院議会の解散は勅令により行う。勅令では六〇日以内に下院議員を選出する総選挙日を規定しなければならない。その投票日は全国で同一の日でなければならない。

下院議会の解散は同一の事由では一回のみしか行うことができない。

第一一七条(議員資格発効日)

下院議員の議員資格は投票日から始まる。

第一一八条(議員資格の喪失)

下院議員の議員資格は以下の時に喪失する。

- (一) 下院議会の任期が満了した、あるいは下院議会が解散された。
- (二) 死亡した。
- (三) 辞任した。
- (四) 第一〇七条に基づく資格を失った。
- (五) 第一〇九条(一)(二)(三)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)あるいは(一四)に基づく禁止事項に該当した。
- (六) 第一一〇条あるいは第一一一一条に基づく禁止行為を行った。
- (七) 内閣総理大臣あるいは国務大臣に任命された。
- (八) 自己が所属する政党から離党した、あるいは自己が所属する政党が党執行委員とその政党の下院議員の合同会議において四分の三以上の票数により除名を決議した。その場合、離党あるいは政党決議のあった日に議員資格を喪失したものと見做す。ただしその下院議員が政党決議から三〇日以内に憲法裁判所に対して、その決議が第四七条第三段落に該当すると異議を申し立てた場合、憲法裁判所がその決議は第四七条第三段落に該当しないと裁定した時は、議員資格は憲法裁判所の裁定日に喪失したものと見做すが、憲法裁判所がその決議は第四七条第三段落に該当すると裁定した時は、その下院議員は憲法裁判所の裁定日から三〇日以内に他の政党に入党することができる。
- (九) 憲法裁判所がその下院議員が所属する政党の解散を命令したことにより党員資格を失い、憲法裁判所の命令日から六〇日以内に他の政党に入党しなかった場合、六〇日が経過した翌日から議員資格を喪失したものと見做す。
- (一〇) 上院議会が第一〇七条に基づき弾劾決議を行った、あるいは憲法裁判所が第九六条に基づき議員資格喪失の裁定を行った。この場合は上院議会あるいは憲法裁判所の決議あるいは裁定があった日に議員資格を喪失したものと見做す。
- (一一) 下院議長の許可なくして一二〇日以上の上院の会期の四分の一を超える日数を欠席した。
- (一二) 過失罪あるいは軽犯罪による場合を除き、確定した懲役判決により懲役に服した。
- (七) に基づく下院議員資格の喪失は、任命の勅命があった日から三〇日が経過した翌日から適用する。

第一一九条(議員の補充)

下院議会の任期満了あるいは下院議会の解散以外の事由により下院議員の議席に欠員が生じた時は、以下の事項に従う。

- (一) 何等かの政党が第九九条に基づき作成した代表名簿の下院議員の議席が空席になった場合、下院議長は空席が生じた日から七日以内に、その政党の代表名簿の次点の者を代替の下院議員に昇格させることを官報で公示する。

(二)第一〇二条に基づく選挙区方式の選挙による下院議員の議席が空席になった場合、下院議会の残りの任期が一八〇日未満の場合を除き、四五日以内に下院補欠選挙を行う。

(一)に基づき代任する下院議員の資格は、その氏名が公示された日の翌日から発生する。一方(二)に基づく下院議員の資格は補欠選挙日から発生する。代任する下院議員の任期は下院議会の残りの任期に等しい。

第一二〇条(野党指導者)

内閣が国政を担当し始めた後に、国王は所属する下院議員が大臣に就任しなかった政党の中では最大の政党であり、現有下院議員総数の五分の一以上の議席を有する政党の党首である下院議員を下院議会の野党指導者として任命する。

第一段落の規定に該当する政党が下院議会にない場合は、所属する下院議員が大臣に就任しなかった政党の下院議員の過半数により支持された政党の党首である下院議員を下院議会の野党指導者とする。支持票数が同数の場合は抽選により決定する。

下院議長は下院議会野党指導者任命の勅命に副署する。

下院議会野党指導者は第一段落あるいは第二段落の資格を欠いた時に退任し、第一四二条の規定を準用する。その場合、国王は空席となった下院議会野党指導者を任命する。

第三節

上院議会

第一二一条(構成)

上院議会は国民が選挙する二〇〇人の議員で構成する。

いかなる事由かを問わず、上院議員の議席に空席が生じ、補欠選挙が実施されるまでは、上院議会は現有議員で構成する。

第一二二条(選挙区)

上院議員の選挙は県域を選挙区とする。

各県の上院議員数は第一〇二条第二段落、第三段落および第四段落の規定を準用して算出する。

第一二三条(投票)

上院議員の選挙権者は、その選挙区の立候補者一人に投票する権利を有する。

選挙は直接秘密投票による。

複数の上院議員議席数がある県では、得票数上位の立候補者からその県の議席数まで順に当選する。

第一二四条(選挙権者の資格)

第一〇五条および第一〇六条の規定を上院議員の選挙権者の資格および禁止事項に準用する。

第一二五条(立候補者資格)

以下の資格に該当する者を上院議員の被選挙権者とする。

- (一)出生によるタイ国籍を有する。
- (二)投票日に満四〇歳以上である。
- (三)学士あるいはそれ相当の教育を受けた。
- (四)第一〇七条(五)のいずれかの事項に該当する。

第一二六条(立候補者の禁止様態)

以下のいずれかに該当する者は上院議員の被選挙権を行使することを禁じる。

- (一)政党の党员あるいは他の役職者である。
- (二)下院議員である、または下院議員だったことがあり、下院議員を退任してから立候補受付日までに一年が経過していない。
- (三)立候補受付前の上院議会任期中に本憲法の規定に基づく上院議員だった、あるいは上院議員だったことがある。
- (四)第一〇九条(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)あるいは(一四)に基づき被選挙権の行使を禁じられた者である。

第一二七条(政治職兼職の禁止)

上院議員は国務大臣あるいは他の政治職公務員になることはできない。

上院議員だったことがあり、議員資格を失ってから一年未満の者は、第一三三条(一)に基づき議員資格を失った場合を除き、国務大臣あるいは他の政治職公務員になることはできない。

第一二八条(禁止行為)

第一一〇条および第一一一条の規定を上院議員の禁止行為に準用する。

第一二九条(選挙運動の規制)

本憲法の適用下において、上院議員選挙の原則および方法は下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律に従う。

立候補者を平等に紹介するために、国は以下の事項を行う。

- (一)選挙および立候補者に関するポスターおよび看板の掲示場所を設置する。
- (二)選挙および立候補者に関する資料を作成し、選挙権者に送付する。
- (三)立候補者を紹介するための場所を設定し、政党にラジオおよびテレビの放送時間を配分する。

(四) 選挙管理委員会が公示・規定するその他の活動。

第二段落に基づく業務の原則および方法は下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律に従う。

立候補者自身あるいは他人による立候補者の紹介は、下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律が規定する限りにおいて、これを行うことができる。

第一三〇条(任期)

上院議会の任期は投票日から一期六年とする。

第一三一条(任期満了と選挙)

上院議会の任期が満了した時は、国王は新しい上院議員を選出する総選挙実施の勅令を発令する。その勅令においては上院議会の任期満了日から四〇日以内に投票日を規定しなければならない。投票日は全国で同一の日でなければならない。

第一六八条に基づく職務を行うために、第一段落に基づき上院議会の任期が満了した日 に在任していた上院議員は、新たに選出された上院議員が就任するまで職務を継続する。

第一三二条(議員資格発効日)

上院議員の議員資格は投票日からとする。

第一三三条(議員資格の喪失)

上院議員の資格は以下の時に喪失する。

(一) 上院議会の任期が満了した。

(二) 死亡した。

(三) 辞任した。

(四) 第一二五条に基づく資格を失った。

(五) 第一二六条に基づく禁止事項に該当した。

(六) 第一二七条に基づく禁止事項に該当した。

(七) 第一二七条に基づく禁止行為を行った。

(八) 上院議会が第三〇七条に基づき弾劾の決議を行った、あるいは憲法裁判所が第九六条に基づき議員資格喪失の裁定を行った。その場合、上院議会あるいは憲法裁判所 が決議あるいは裁定を行った日から議員資格を喪失したものと見做す。

(一〇) 上院議長の許可なくして一二〇日以上所定の会期の四分の一以上の日数の会議を欠席した。

(一一) 過失あるいは軽犯罪による違反の場合を除き、確定した懲役判決により懲役に服した。

第一三四条(補欠選挙)

上院議会の任期満了以外の事由により上院議員の議席に空席が生じた時は、上院議会の残りの任期が一八〇日未満の場合を除き、その空席が生じた日から四五日以内に補欠選挙を実施する。

その補欠の上院議員の任期は、上院議会の残りの任期に等しい。

第一三五条(選出・任命権)

第一三八条、第一四三条、第一九六条、第一九九条、第二五七条、第二六一條、第二七四条(三)、第二七七条、第二七八条、第二七九条(三)、第二九七条、第三〇二条 および第三一二条に基づく地位に就く者の選出、任命、助言あるいは承認において、上院議会は一委員会を設置し、その地位への就任を推薦された者の経歴および行動を審査させるとともに、必要な事実および証拠を収集し、上院議会上に報告させ、引き続き審議する。

第一段落に基づく委員会の職務は上院議会規則が規定する方法に従う。

第四節

選挙管理委員会

第一三六条(構成)

選挙管理委員会は政治的に中立で、かつ誠実な者の中から、上院議会の助言により国王が任命する委員長一人と他の委員四人で構成する。

上院議長は第一段落に基づく委員長および委員任命の勅命に副署する。

第一三七条(委員資格)

選挙管理委員は以下の資格を有し、かつ禁止事項に該当してはならない。

- (一) 出生によるタイ国籍を有する。
- (二) 推薦日に満四〇歳以上である。
- (三) 学士あるいはそれ相当の教育を受けた。
- (四) 第一〇六条または第一〇九条(一)(二)(四)(五)(六)(七)(一三)あるいは(一四)の禁止事項に該当しない。
- (五) 下院議員、上院議員、政治職公務員、地方議会議員あるいは地方行政者ではない。
- (六) 就任前の五年間において、政党の党员あるいは他の役職者になつたことがない。
- (七) 国会オンブズマン、国家人権委員、憲法裁判所司法官、行政裁判所司法官、国家汚職防止取締委員あるいは国家会計検査委員ではない。

第一三八条(委員選出)

選挙管理委員会の委員長および委員の選考および選出は以下のように行う。

(一)憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官、全国の国立高等教育機関の学長が互選する四人、下院議員を擁する各政党の代表一人が互選する四人で構成する選挙管理委員選考委員会を設置し、第一三七条の規定に該当する委員に相応しい者を五人選考し、その者の同意を得たうえで、上院議長に推薦する。その推薦決議には現有委員総数の四分の三以上の支持がなければならない。

(二)最高裁判所大法廷が選挙管理委員五人を選考し、その者の同意を得たうえで、上院議長に推薦する。

(三)(一)および(二)に基づく推薦は、その役職者を選出しなければならない事由が生じた日から三〇日以内に行う。(一)に基づく選考委員会が所定の期間内に推薦できない場合は、最高裁判所大法廷が(一)に基づく推薦期限から一五日以内に全員の選考を代行する。

(四)上院議長は(一)(二)および(三)に基づき推薦された者の選出決議のために上院議会を召集する。決議は秘密投票による。その際、現有上院議員総数の半数以上の票を獲得した上位五人が選挙管理委員に選出されるが、そのように選出された者が定員に満たない場合は、第一次投票で選出されなかった者を対象に上院議員が再度投票する。その場合、得票数の上位から順に五人が選挙管理委員に選出されたものと見做す。再投票の際に得票が同数の者があり、選出された者が五人を超えてしまう場合は、上院議長が抽選で選出者を決定する。

(五)(四)に基づき選出された者は会議を開き、一人を選挙管理委員長に互選し、上院議長に報告する。上院議長は任命のためにその旨を国王に奏上する。

第一三九条(委員の禁止様態)

選挙管理委員は以下の事項に該当しなければならない。

(一)常勤あるいは定給の公務員ではない。

(二)政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者ではない。

(三)営利あるいは利益配当を目的とするパートナーシップ、会社あるいは他の団体の役職者、または何等かの者の被雇用者ではない。

(四)他の自営業を営んでいない。

上院議会が(一)(二)(三)あるは(四)に基づき選出し、その者の同意を得た場合は、選出された者は選出日から一五日以内に(一)(二)あるいは(四)の地位から辞任した、またはその自営業を廃業したことを明確にした後に、職務に就くことができるが、その者が所定の期間内に辞任あるいは廃業しなかった場合は、その者は選挙管理委員に選出されなかったものと見做し、第一三八条の規定を準用する。

第一四〇条(任期)

選挙管理委員の任期は国王の任命日から七年とし、一期のみとする。

任期満了にともない退任する選挙管理委員は、新たに選出される選挙管理委員が就任するまで職務を継続するために任にとどまる。

第一四一条(退任)

任期満了にともなう退任以外に、選挙管理委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 第一三七条あるいは第一三九条に基づく資格を喪失した、あるいは禁止事項に該当した。
- (四) 過失罪あるいは軽犯罪による場合を除き、確定判決による禁固刑に服した。
- (五) 上院議会が第三〇七条に基づき弾劾を決議した。

第一段落の場合、現有の選挙管理委員会は職務を継続することができる。

第一四二条(国会議員による申立)

下院議員、上院議員あるいは両院議員は、両院議員総数の一〇の一以上の連名により、何等かの選挙管理委員が第一三七条に基づく資格を喪失した、あるいは禁止事項に該当した、または第一三九条に基づく禁止行為があったとして国会議長に申し立てる権限を有し、国会議長はその選挙管理委員が退任するか否かを裁定するために憲法裁判所にその申立を送付する。

憲法裁判所は裁定を国会議長および選挙管理委員長に通知する。

第九七条の規定を選挙管理委員の退任に準用する。

第一四三条(補欠選出)

選挙管理委員全員が任期満了にともない退任した場合は、退任日から四五日以内に第一三八条に基づく手続きを行う。

選挙管理委員が任期満了以外の事由で退任した場合は、第一三八条を補欠の委員の選考および選出に準用する。その場合、退任した人数の二倍の人数を上院議長に推薦し、上院議会が決議選出する。その際、退任日から四五日以内に手続きを終了し、選出された者の任期は前任者の残りの任期に等しいものとする。

第一四四条(選挙監督)

選挙管理委員会は下院議員、上院議員、地方議会議員および地方行政者の選挙、ならびに住民投票を監督し、公正かつ公平に実施する、あるいは実施させる。

選挙管理委員長を下院および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律、政党に関する本憲法に基づく法律、国民投票に関する本憲法に基づく法律および地方議会議員あるいは地方行政者選挙に関する法律の主務官および政党の登記官とする。

第一四五条(権限)

選挙管理委員会は以下の職務権限を有する。

- (一) 第一四四条第二段落の法律の施行に必要な諸規定を公布する。
- (二) 公務員、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者、また

は国の他の職員に、第一四四条第二段落の法律の施行に必要な諸職務を命じる。

(三)第一四四条第二段落の法律に基づき発生する問題あるいは異議申し立てについて 情報を収集し、裁定するために捜査する。

(四)選挙あるいは国民投票が公正かつ公平に実施されなかったと信じるに足る証拠がある時、特定の投票所あるいはすべての投票所の選挙、あるいは住民投票のやり直しを命じる。

(五)選挙および国民投票の結果を公示する。

(六)法律が規定する他の職務を遂行する。

職務において、選挙管理委員会は何等かの者に関係する資料あるいは証拠を請求し、または喚問するとともに、裁判所、検察官、捜査官、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体に職務、捜査、取り調べあるいは裁定のための協力を要請する権限を有する。

選挙管理委員会は何等かの者、団体あるいは民間団体の代表を任命し、職務を委任する権限を有する。

第一四六条(公務員の命令履行義務)

公務員、または公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者、または国の他の職員は、第一四五条に基づく選挙管理委員会の命令に従う義務を有する。

第一四七条(不正調査)

選挙管理委員会は以下のいずれかの場合に該当する時、ただちに事実収集のための捜査取り調べを行わなければならない。

(一)何等かの選挙区の選挙権者、被選挙権者あるいは党員が立候補した政党が、その選挙区の選挙が不正または不法に実施されたと申し立てた。

(二)下院議員、上院議員、地方議会議員あるいは地方行政者が当選前に、下院議員および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律、政党に関する本憲法に基づく法律、または地方議会議員あるいは地方行政者選挙に関する法律に違反して、自己が当選するために不正を行った、または何等かの者あるいは政党の行為により不正に当選したと信じるに足る証拠が明らかになった。

(三)住民投票が不法に実施されたと信じるに足る証拠が明らかになった、または選挙権者がある投票所の投票が不正あるいは不法に実施されたと申し立てた。

第一段落に基づく手続き後、選挙管理委員会はただちに審議・裁定しなければならない。

第一四八条(委員の不逮捕特権)

下院議員あるいは上院議員選挙実施の勅令、または国民投票実施の勅令の公布の適用中は、選挙管理委員会の許可を受けた場合あるいは現行犯の場合を除き、選挙管理委員を逮捕、拘禁あるいは喚問することを禁じる。

選挙管理委員が現行犯で逮捕された、または他の場合に選挙管理委員が逮捕あるいは拘禁された場合は、緊急に選挙管理委員長に報告する。選挙管理委員長は逮捕された者の釈放を命じることが

できる。

第五節 両院規定

第一四九条(国民代表)

下院議員および上院議員はタイ国民全員の代表であり、タイ国民全体の利益のために誠実に職務を遂行しなければならない。

第一五〇条(宣誓)

下院議員および上院議員は就任前に自己が所属する議会の会議において以下の言句の宣誓を行わなければならない。

「私(宣誓者名)はタイ国民全体の利益のために誠実公正に職務を遂行するとともに、あらゆる面でタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」

第一五一条(議長・副議長の任命)

下院議会および上院議会は、国王がそれぞれの議会の決議に基づき議員の中から任命する一人の議長および一人あるいは二人の副議長を有する。

第一五二条(議長・副議長の退任)

下院議会の議長および副議長は議会の任期満了あるいは解散まで在任する。

上院議会の議長および副議長は新たな議長および副議長の選出日の前日まで在任する。

下院議会の議長と副議長ならびに上院議会の議長および副議長は、第一段落あるいは第二段落に基づく任期満了前でも以下の時に退任する。

- (一) 自己が所属する議会の議員資格を失った。
- (二) 辞任した。
- (三) 内閣総理大臣、国务大臣あるいはその他の政治職公務員に就任した。
- (四) 禁固判決を受けた。

第一五三条(議長の職務権限)

下院議長および上院議長は規則に基づき各議員の活動を運営する職務権限を有する。副議長は議長の委任に基づく職務権限および議長が不在の時あるいは任務を遂行できない時に議長を代行する職務権限を有する。

下院議長、上院議長および代行者は職務において中立を保たなければならない。

第一五四条(議長・副議長不在の場合)

下院議会の議長および副議長あるいは上院議会の議長および副議長が会議に不在の時あるいは任務を遂行できない時は、その議会の議員がその会議の議長を互選する。

第一五五条(会議の成立)

下院議会および上院議会の会議は、それぞれの現有議員総数の二分の一以上の議員の出席をもって成立する。ただし第一八三条および第一八四条に基づく質問事項の議事日程を審議する場合、下院議会および上院議会は規則の中に別様の会議成立要件を規定することができる。

第一五六条(採決)

審議事項の決議は、本憲法に別様の規定がある場合を除き、多数決による。

議決において一人の議員は一票を有し、同数票の場合は議長がさらに一票の決定票を投じる。

国会議長、下院議長および上院議長は、秘密投票の場合を除き、各議員の投票を記録し、その記録を国民が閲覧できる場所に掲示しなければならない。

何等かの地位への就任者の選出あるいは承認のための投票は、本憲法に別様の規定がある場合を除き、秘密投票による。議員は政党の決議あるいはその他の命令から自由であり、拘束されない。

第一五七条(免責特権)

下院議会、上院議会あるいは両院合同会議において、議員が事実の発表、見解の表明あるいは投票において発言することは絶対的な特権であり、何人もいかなる方法においてもその発言について提訴することはできない。

第一段落に基づく特権は、ラジオあるいはテレビで中継される会議において発言し、それが国会外に明らかになり、その発言が刑事違反あるいは民事上の他人の権利侵害に当たる場合は、その議員を保護するものではない。

第二段落の場合、議員の発言が国務大臣あるいはその議会の議員以外の者に損害を与える可能性がある時は、その議会の議長はその議会の規則が規定する方法および期間に基づく、その者が要請する意見を公告する。それは裁判所に告訴する権利に影響しない。

第一五八条(議員発言の広報者の保護)

第一五七条の規定に基づく特権は、下院議会、上院議会あるいは国会の規則に基づき議事録を印刷および発行する者も保護し、会議における事実の発表あるいは見解の表明を議長に許可された者、およびその議会の議長の許可を得て会議をラジオあるいはテレビで中継した者の保護にも準用する。

第一五九条(通常国会)

下院議員の選挙日から三〇日以内に最初の国会会議を召集する。

一年間に通常一般会議および通常立法会議を開く。

第一段落に基づく最初の会議の開会日をその年の通常一般会議の開会日と見做す。通常立法会議の開会日は下院議会が決定する。第一段落に基づく最初の会議の開会日から暦年最終日までが一五〇日間に満たない場合は、その年は通常立法会議を開催しなくともよい。

通常立法会議の会期中、両院の現有議員総数の過半数の賛成により他の議案を審議することが決議された場合を除き、国会は第二章の規定に該当する議案、または法令案あるいは本憲法に基づく法案の審議、緊急勅令の認可、宣戦布告の承認、条約の承認、何等かの地位への就任者の選出あるいは承認、地位の就任者の罷免、質問および憲法改正のみについて会議することができる。

第一六〇条(通常国会の会期)

通常会議の一会期は一二〇日とするが、国王は会期を延長することができる。

一二〇日に達する前の通常国会の閉会には国会の承認を要する。

第一六一條(国王の国会召集)

国王は国会を召集し、開会および閉会する。

国王は第一五九条第一段落に基づく最初の通常会議の開会式に臨席し、または成人の王位継承者あるいは何等かの者を代理として臨席させる。

第一六二条(特別国会)

国家のために必要な時、国王は特別国会を召集することができる。

第一六三条(特別国会開催の要件)

下院議員および上院議員は合同で、あるいは下院議員は、両院の現有議員総数の三分の一以上の連名により、特別国会召集のため国王に奏上するよう要請する権利を有する。

第一段落に基づく要請は国会議長に提出する。

国会議長は国王に奏上し、国王の勅令に副署する。

第一六四条(勅令による召集・会期延長・閉会)

第一六三条の適用下において、国会の召集、会期延長および閉会は勅令により行う。

第一六五条(議員の不逮捕特権)

国会会期中に、下院議員あるいは上院議員を逮捕、拘禁あるいは召喚して刑事事件の容疑者として取り調べることを禁じる。ただしその議員が属する議会の許可を得た場合あるいは現行犯で逮捕した場合を除く。

現行犯で下院議員あるいは上院議員を逮捕した場合は、ただちにその議員が属する議会の議長に報告する。その議員が属する議会の議長は逮捕された者の釈放を命じることができる。

第一六六条(会期中の議員の訴訟)

会期中であるか否かを問わず、下院議員あるいは上院議員が刑事事件で起訴された場合は、裁判所は国会会期中にその事件を審判することはできない。ただしその議員が属する議会の許可を得た場合、または下院議員および上院議員選挙に関する本憲法に基づく法律、選挙委員会に関する本憲法に基づく法律、あるいは政党に関する本憲法に基づく法律に関する事件の場合を除くが、訴訟審理がその議員の国会出席を妨げるものであってはならない。

被告がいずれかの議会の議員であることに言及される前に裁判所が行った審判は有効とする。

第一六七条(釈放命令)

下院議員あるいは上院議員が会期前の取り調べあるいは裁判審判において拘禁されているうちに会期に達した場合、捜査官あるいは裁判所は、その議員が属する議会の議長からの要請により、ただちにその者の釈放を命じなければならない。

第一段落に基づく釈放命令は釈放命令のあった日から会期の最終日まで有効とする。

第一六八条(下院議会不在時の上院会議)

下院議会の任期満了あるいは下院議会開散後の期間中は上院会議を開くことはできない。ただし以下の場合を除く。

(一)上院議会が第一九条、第二一条、第二二条、第二三条および第二二三条に基づき国会の職務を遂行し、上院議員数による議決を行う会議。

(二)上院議会が第一三八条、第一四三条、第一九六条、第一九九条、第二五七条、第二六一条、第二七四条(三)、第二七七条、第二七八条、第二七九条(三)、第二九七条、第三〇二条および第三一二条に基づく何等かの地位への就任者を選出、任命、助言あるいは承認する会議。

(三)上院議会が何等かの地位の在任者の弾劾を審議および決議する会議。

第一六九条(議員立法と会計関連法案)

第一七〇条の適用下において、法令案あるいは憲法付属法案は下院議員あるいは内閣によってのみ提出することができるが、下院議員が会計関連法令案を提出する場合は内閣総理大臣の承認を得なければならない。

下院議員の法令案あるいは憲法付属法案の提出は、その下院議員が所属する政党が提出の決議をした時のみこれを行うことができ、その二〇人以上の下院議員が承認しなければならない。会計関連法令案とは、以下のいずれかの事項に関する法令案を意味する。

(一)租税あるいは課徴金の賦課、廃止、軽減、変更、猶予あるいは施行。

(二)国庫金の配分、受領、保管あるいは支出、または国家歳出予算の移管。

(三)借入、債務保証あるいは返済。

(五)通貨。

法令案あるいは憲法付属法案が、内閣総理大臣の承認を要する会計関連法令案であるか否かが疑わしい場合は、下院議長および下院常任委員会の各委員長との合同会議が裁定する権限を有する。

下院議長は第四段落に基づく事態が生じた日から一五日以内にこれを審議する合同会議を開く。

第四段落に基づく合同会議の決議は過半数による。同数票の場合は、下院議長がさらに一票の決定票を投じる。

第一七〇条(国民立法)

選挙権者は五万人以上の連名により、本憲法第三章および第五章の規定に基づく法律を国会が審議するよう国会議長に要請する権利を有する。

第一七一条(修正による会計関連法案)

下院議員が提出した法令案あるいは憲法付属法案で、原則承認の段階では会計関連法令案ではなかったが、下院議会による修正を経て会計関連法令案になるに至ったと下院議長が判断した場合は、下院議長は審議を中断し、その事態が生じた日から一五日以内に、その法令案あるいは憲法付属法案を下院議長および下院常任委員会の各委員長との合同会議に送付し、その裁定に諮る。合同会議がその修正によりその法令案あるいは憲法付属法案が会計関連法令案の性格を帯びるに至ったと裁定した場合、下院議長はその法令案あるいは憲法付属法案を内閣総理大臣に送付し、その承認を求める。内閣総理大臣が承認しなかった場合は、下院議会はその法令案あるいは憲法付属法案が会計関連法令案でなくなるよう修正させる。

第一七二条(下院の優先性)

法令案および憲法付属法案はまず下院議会に提出する。

第一七三条(政府法案の両院合同審議)

内閣が第二一条に基づき国会で施政方針演説し、国政に必要だとした法令案または憲法付属法案を下院議会が承認しなかったが、不承認の票数が下院議会の現有議員総数の半数未満だった場合、内閣は両院合同会議の決議に諮ることができる。国会が承認した場合は、内閣が推薦するそれぞれの議会の同数の議員あるいは非議員で構成する国会合同委員会を設置し、その法令案あるいは憲法付属法案を審議する。国会合同委員会は審議した法令案あるいは憲法付属法案を国会に報告および提出し、国会がその法令案あるいは憲法付属法案を承認した場合は、第九三条に基づき手続きを継続する。国会が承認しなかった場合は、その法令案あるいは憲法付属法案は廃案となる。

第一七四条(上院での法案審議)

第一八〇条の適用下において下院議会が第一七二条に基づき提出された法令案を審議し、承認した時は、下院議会はその法令案あるいは憲法付属法案を上院議会に提出する。上院議会はその提出された法令案あるいは憲法付属法案の審議を六〇日以内に終了しなければならないが、その法令

案あるいは憲法付属法案が会計関連法令案である場合は三〇日以内に審議を終了する。ただし上院議会在三〇日以内の期間で特別に期間延長を決議した場合を除く。その日数規定は会期中の日数を意味し、その法令案あるいは憲法付属法案が上院議会上に提出された日から計算する。

第一段落に基づく期間には第一七七条に基づく憲法裁判所の審議期間を含まない。

上院議会在第一段落で規定する期間内に法令案あるいは憲法付属法案の審議を終了しない場合は、上院議会在その法令案あるいは憲法付属法案を承認したものと見做す。

下院議会在会計関連法令案を上院議会上に提出する場合、下院議長はその提出した法令案あるいは憲法付属法案が会計関連法令案であることを通知する。下院議長は通知は絶対的なものとする。

下院議長が法令案あるいは憲法付属法案が会計関連法令案であることを通知しなかった場合は、その法令案あるいは憲法付属法案は会計関連法令案ではないものと見做す。

第一七五条(上院審議終了後の手続き)

第一八〇条の適用下において上院議会在法令案あるいは憲法付属法案の審議を終了した時、

(一)下院議会上に同意する場合は、第九三条に基づく手続きを行う。

(二)下院議会上に同意しない場合は、その法令案あるいは憲法付属法案を保留し、下院議会上に返付する。

(三)修正した場合は、その修正された法令案あるいは憲法付属法案を下院議会上に送付する。下院議会在修正に同意した場合は、第九三条に基づく手続きを行う。その他の場合は、両院はそれぞれ同数の議員あるいは非議員の委員を下院議会在規定する人数任命し、その法令案あるいは憲法付属法案を審議するための合同委員会とする。合同委員会は審議した法令案あるいは憲法付属法案を両院に提出する。両院がその合同委員会が審議した法令案あるいは憲法付属法案を承認した場合は、第九三条に基づく手続きを行う。いずれかの議会在承認しない場合は、その法令案あるいは憲法付属法案を保留する。

合同委員会は法令案あるいは憲法付属法案審議において、何等かの者に資料提出を請求し、また説明あるいは見解の表明のために召喚することができ、第一五七条および第一五八条の規定に基づく特権は本条に基づき職務を遂行する者をも保護する。

合同委員会の会議は両院の委員総数の二分の一以上の委員の出席をもって成立し、第一九四条の規定を準用する。

第一七六条(下院での再審議・採決)

第一七五条に基づき保留された法令案あるいは憲法付属法案は、第一七五条(二)に基づく保留の場合は上院議会在法令案あるいは憲法付属法案を下院議会上に返付した日から、第一七五条(三)に基づく保留の場合はいずれかの議会在承認しなかった日から一八〇日が経過した時に、下院議会在改めて審議することができる。その場合、下院議会在原案あるいは合同委員会が審議した案を現有下院議員総数の過半数で可決した時、その法令案あるいは憲法付属法案は国会の承認を受けたものと見做し、第九三条に基づく手続きを行う。

保留された法令案あるいは憲法付属法案が会計関連法令案である場合は、下院議会はただちにその法令案あるいは憲法付属法案の再審議に入ることができる。その場合、下院議会議長が原案あるいは合同委員会が審議した案を現下院議員総数の過半数で可決した時、その法令案あるいは憲法付属法案は国会の承認を受けたものと見做し、第九三条に基づく手続きを行う。

第一七七条(保留中の法案と同一法案の提出禁止)

第一七五条の規定に基づき法令案あるいは憲法付属法案が保留されている間は、内閣あるいは下院議員は保留されている法令案あるいは憲法付属法案と同一あるいは同様の原則の法令案あるいは憲法付属法案を提出することはできない。

下院議会議長または上院議会議長が提出あるいは送付された法令案または憲法付属法案が保留されている法令案または憲法付属法案と同一、あるいは同様の原則の法令案あるいは憲法付属法案であると判断した場合は、下院議会議長または上院議会議長はその法令案または憲法付属法案を憲法裁判所に送付し、その裁定に諮る。憲法裁判所が保留されている法令案または憲法付属法案と同一、あるいは同様の原則の法令案または憲法付属法案であると裁定した場合は、その法令案または憲法付属法案は廃案となる。

第一七八条(下院解散後の廃案規定)

下院議会議長が任期満了あるいは解散した場合は、国王がまだ承認していない、あるいは九〇日が経過してもまだ返付していない憲法改正案、法令案あるいは憲法付属法案は廃案となる。

下院議会議長が任期満了あるいは解散した場合、総選挙後に新たに成立した内閣が総選挙後の最初の国会の召集日から六〇日以内に請求し、国会が承認した時、国会、下院議会議長あるいは上院議会議長は国王がまだ承認していない憲法改正案、法令案あるいは憲法付属法案の審議を継続することができる。しかし内閣がその期間内に請求しなかった時は、その憲法改正案、法令案あるいは憲法付属法案は廃案となる。

第二段落に基づく憲法改正案、法令案あるいは憲法付属法案の審議継続は、国会会議規則の規定に従う。

第一七九条(予算法)

国家歳出予算は法令として作成する。会計年度の歳出予算法令の公布が新しい会計年度に間に合わない場合は、前会計年度の歳出予算法を暫定的に適用する。

第一八〇条(予算法審議)

会計年度歳出予算法令案、補正歳出予算法令案および歳出予算移管法令案については、下院議会議長はその法令案が提出された日から一〇五日以内に審議を終了しなければならない。

下院議会議長がその法令案の審議を第一段落に基づく期間内に終了しない場合は、下院議会議長はその法令案を承認したものと見做し、その法令案を上院議会議長に送付する。

上院議会の審議において、上院議会はその法令案が提出された日から二〇日以内に、その法令案を修正することなく可否の決議を行う。その期間が経過した時は上院議会がその法令案を承認したものと見做す。その場合および上院議会が承認した場合は第九三条に基づく手続きを行う。

その法令案を上院議会が承認しなかった場合は、第一七六条第二段落の規定を準用する。

会計年度歳出予算法令案、補正歳出予算法令案および歳出予算移管法令案の審議において、下院議員は項目の追加あるいは項目内の増額の修正動議はできないが、以下のいずれの付帯事項に基づく歳出以外の減額あるいは項目削除の修正動議は提出することができる。

- (一)債務元金の返済。
- (二)債務利息の返済。
- (三)法律が規定する支出。

下院議会あるいは委員会の審議において、下院議員、上院議員あるいは委員に直接、間接を問わず利害が関係する歳出予算の使用についての提案、修正動議あるいは何等かの行為は行うことができない。

下院議員あるいは上院議員が各議会の現有議員総数の一〇分の一以上の連名で第六段落の規定違反があると判断した場合は、憲法裁判所に意見を提出し、憲法裁判所は意見を受理した日から七日以内に裁定しなければならない。憲法裁判所が第六段落の規定違反があると裁定した場合は、その提案、修正動議あるいは行為は無効になる。

第一八一条(国庫支出)

国庫からの支出は、歳出予算に関する法律、予算編成に関する法律、予算移管に関する法律あるいは国庫金に関する法律に基づき許可された場合のみ、これを行うことができる。ただし緊急に支出する必要がある場合は、法律が規定する原則および方法に基づく限りにおいて、事前に支払うことができる。その場合、歳出予算移管法令、補正歳出予算法令あるいは次年度の歳出予算法令により補填予算を計上しなければならない。

第一八二条(国政監督権)

下院議会および上院議会は本憲法の規定により国政を監督する権限を有する。

第一八三条(大臣への質疑)

下院議員あるいは上院議員全員は国務大臣にその職務に関する質問を行うことができるが、内閣がその件が国の安全あるいは重要な利益に関することであり、まだ公表すべきではないと判断した時は、大臣は答弁しない権利を有する。

第一八四条(重要問題での質疑応答)

国民の関心が高い重要な国政の問題があり、それが国あるいは国民の利益に影響する、あるいは緊急の問題である場合、下院議員はその日の会議が開会する前に下院議長に対して、内閣総理大臣

あるいはその問題の所轄大臣に質問があることを、質疑事項を明記することなく文書で申し立て、下院議長はその問題をその日の議事に組み入れる。

第一段落に基づく質疑および答弁は一週間に一回行うことができ、その下院議員は下院会議規則に基づき、その一つの国政問題について三回以下の質問をすることができる。

第一八五条(首相不信任案)

下院議員は現有下院議員総数の五分の二以上の連名により、内閣総理大臣の不信任決議のための一般討議を要請する動議を提出する権利を有する。その動議では第二〇一条第二段落に該当する次の内閣総理大臣に就任すべき者も推薦しなければならない。

第一段落に基づく一般討議の要請動議の提出が、異常蓄財、汚職、または憲法あるいは法律規定の故意の違反に関する内閣総理大臣の行動に関する問題である場合は、第三〇四条に基づく申立をすることなく提出することはできず、第三〇四条に基づく申立をした時は、第三〇五条に基づく手続きの結果を待つことなく、次の手続きを行うことができる。

議事日程の省略決議によってではなく一般討議が終了した時、下院議会は信任あるいは不信任の決議を行う。その場合の決議は討議が終了した日には行わない。不信任決議の成立には現有下院議員総数の過半数の票数を要する。

不信任決議が現有下院議員総数の過半数に満たなかった場合は、その一般討議要請動議に署名した下院議員はその会期中、内閣総理大臣の不信任決議のために一般討議要請動議に再び連名する権利を失う。

不信任決議が現有下院議員総数の過半数の票数に達した場合、下院議長は第一段落に基づき推薦された者の氏名を任命するために奏上し、第二〇二条は適用しない。

第一八六条(大臣不信任案)

下院議員は現有下院議員総数の五分の一以上の連名により、個々の国務大臣の不信任決議のための一般討議を要請する動議を提出する権利を有する。

第一八五条第二段落、第三段落および第四段落の規定を準用する。

第一八七条(上院での国政問題審議)

上院議員は現有上院議員総数の五分の三以上の連名により、国政に関する重要な問題について内閣に説明あるいは意見表明させるための一般討議を要請する動議を提出する権利を有する。その際、決議は行わない。

本条に基づく一般討議は一会期中一回のみ行うことができる。

第一八八条(審議の公開)

下院会議、上院会議および両院合同会議はそれぞれの議会の会議規則の規定に基づく形で公開されるが、内閣あるいは各議会あるいは両院の議員総数の四分の一以上の議員が要求した場合は秘

密会議とする。

第一八九条(委員会設置)

下院議会および上院議会は、議会の職務権限下にある活動、審議、捜査あるいは調査を行い、議会に答申させるために、それぞれの議員から選出する常任委員会を設置し、また議員あるいは非議員から選出する特別委員会を設置する権限を有する。その特別委員会の設置決議では、活動あるいは案件を明確に、かつ重複がないよう特定しなければならない。

第一段落に基づく委員会はその活動、または審議、捜査あるいは調査する案件において、何等かの者に書類を請求し、また事情説明あるいは見解表明のために召喚する権限を有する。

第二段落に基づく者が公務員、または公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者である場合、委員長はその者が所属する組織を所轄あるいは監督する国務大臣に通知し、第二段落に基づく職務を遂行するよう命令させる。ただし国の安全あるいは重要な利益に関する場合は、第二段落に基づく手続きを免除する事由があるものと見做す。

第一五七条および第一五八条が規定する特権は、本条に基づき職務を遂行する者も保護する。

委員全員を下院議員の中から任命する通常委員会の委員数は、下院議会内の各政党あるいは政党グループの現有所属議員数の比率あるいはそれに近い比率に基づかなければならない。

第一九一条に基づく下院議会の会議規則がまだない期間中は、下院議長が第五段落に基づく比率を規定する。

第一九〇条(社会的弱者関連法案の審議)

下院議長が児童、女性および高齢者、または障害者、虚弱者に関する重要な内容があると判断した法令案の審議について、下院議会が全体会議による審議をしない場合は、下院議会は委員総数の三分の一以上の賛成によってそれらの者に関連する民間団体代表を含む特別委員会を設置する。

第一九一条(会議規則)

下院議会および上院議会は本憲法の規定を施行するために、議長および副議長の選出および職務、各常任委員会の権限に属する案件あるいは活動、委員会の職務および会議の成立要件、議員あるいは委員の会議方法、法令案および憲法付属法案の提出および審議、動議提出、協議、討議、決議、決議記録、決議の公開、質問、一般討議開催、規則の遵守および秩序維持、倫理、ならびに他の活動に関する会議規則を制定する権限を有する。

第一九二条(憲法付属法)

臨時規定に基づき憲法付属法令を制定しなければならない重要案件は、本憲法に基づき憲法付属法令を制定しなければならない重要案件とする。

第六節

両院合同会議

第一九三条(両院合同会議が開かれる場合)

以下の場合に両院合同会議を開く。

- (一) 第一九条に基づく摂政任命の承認。
- (二) 第二一条に基づく摂政の国会に対する宣誓。
- (三) 第二二条に基づく一九二四年王位継承に関する王室典範改正の了承。
- (四) 第二三条に基づく王位継承の了承あるいは承認。
- (五) 第九四条に基づく新しい法令案あるいは憲法付属法案の協議。
- (六) 第一五九条に基づく通常立法会議における国会の他の案件審議の決議。
- (七) 第一六〇条に基づく国会閉会の承認。
- (八) 第一六一条に基づく国会開会。
- (九) 第一七三条に基づく法令案あるいは憲法付属法案審議の承認。
- (一〇) 第一七八条第二項に基づく憲法改正案、法令案あるいは憲法付属法案審議の承認。
- (一一) 第一九四条に基づく国会会議規則の制定。
- (一二) 第二一条に基づく施政方針演説。
- (一三) 第二一三条に基づく一般討議の開催。
- (一四) 第二二三条に基づく宣戦布告の承認。
- (一五) 第二二四条に基づく条約の承認。
- (一六) 第三一三条に基づく憲法の改正。

第一九四条(国会会議規則の適用)

両院合同会議においては国会の会議規則を適用する。国会の会議規則がまだない期間中は下院議会の会議規則を暫定的に準用する。

第一九五条(両院規定の準用)

両院合同会議において、委員会設置を除き、両院規定を準用する。それぞれの議会の議員から任命する委員数は各議会の議員数の比率あるいはそれに近い比率に基づかなければならない。

第七節

国会オンブズマン

第一九六条(任命)

国会オンブズマンは、国民に信頼され、国政、経済活動あるいは公共の利益のための活動において知識および経験を有し、かつ誠実公正な者の中から、上院議会の助言により国王が任命する三人以下とする。

上院議長は国会オンブズマン任命の勅命に副署する。

国会オンブズマンの資格、禁止事項、選考および選出は、国会オンブズマンに関する憲法付属法令に従う。

国会オンブズマンの任期は国王が任命した日から六年とし、一期のみとする。

第一九七条(職務権限)

国会オンブズマンは以下の職務権限を有する。

(一)以下の場合、申立により事実を審議し、調査する。

(A)公務員、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者の法律不履行、あるいは法律に基づく職務権限からの逸脱。

(B)職務権限に基づき正当か不当かを問わず、申立人あるいは国民に不公正な損害を与えた公務員、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者の職務あるいは職務怠慢。

(C)法律が規定する他の場合。

(二)見解および提言を付した報告を国会に提出する。

第一九八条(裁判所への送致)

国会オンブズマンが法律、政令、規則の規定、あるいは第一九七条(一)に基づく者の行為が憲法に照らして問題を有すると判断した場合は、見解を付してその件を憲法裁判所あるいは行政裁判所に送付し、裁定を求める。その際、憲法裁判所審理規則あるいは行政裁判所審理法に従う。

憲法裁判所あるいは行政裁判所は第一段落に基づき国会オンブズマンが送付した件について速やかに審議し、裁定する。

第八節

国家人権委員会

第一九九条(任命)

国家人権委員会は、人権関連の民間団体代表の参加に考慮しつつ国民の自由権保護における知識あるいは経験を有する者の中から、上院議会の助言により国王が任命する委員長一人および四人以下の他の委員で構成する。

上院議長は国家人権委員会の委員長および委員の任命勅命に副署する。
国家人権委員の資格、禁止事項、選考、選出、解任および報酬規定は法律の規定に従う。
国家人権委員の任期は国王が任命した日から六年とし、一期のみとする。

第二〇〇条(職務権限)

国家人権委員会は以下の職務権限を有する。

(一)人権侵害あるいはタイ国が加盟する人権に関する国際的な義務に反する行為あるいは行為怠慢について調査および報告し、その行為あるいは行為怠慢のあった者あるいは組織に適切な改善措置を勧告する。勧告に基づく改善がなかった場合は、国会に報告し、次の措置をとる。

(二)人権の振興および保護のための政策および法律、政令あるいは規則の改正を、国会および内閣に提言する。

(三)人権に関する教員、研究を振興し、知識を普及させる。

(四)人権に関して政府機関、民間団体および他の団体の協力および事業調整を促進する。

(五)国内の人権に関する状況を評価するために年次報告を作成し、国会に提出する。

(六)法律が規定する他の職務権限。

職務において、国家人権委員会は国および国民全体の利益に留意しなければならない。

国家人権委員会は法律の規定に基づき、何等かの者に関連する資料あるいは証拠を請求し、喚問する権限を有するとともに、職務のための他の権限を有する。

第七章

内閣

第二〇一条(任命)

国王は、国政を行う一人の内閣総理大臣および三五人以下の他の国务大臣で構成する内閣を任命する。

内閣総理大臣は下院議員あるいは第一一八条(七)に基づきその下院議会の任期中に議員資格を失う下院議員だった者の中から任命されなければならない。

下院議長は内閣総理大臣任命の勅命に副署する。

第二〇二条(首相選出)

下院議会は第一五九条に基づく最初の国会の召集日から三〇日以内に、内閣総理大臣に就任するに適当な者を承認する。

第一段落に基づく内閣総理大臣に就任するに適当な者の氏名の提出では、現下院議員総数の五分の一以上の下院議員の推薦を要する。

内閣総理大臣の任命を承認する下院議会の決議には現有下院議員総数の過半数の支持票を要する。その場合の票決は公開投票による。

第二〇三条(三〇日以内に選出できない場合)

最初の国会が召集されてから三〇日が経過しても第二〇二条第三段落に基づき内閣総理大臣に任命される者が承認されない場合、その期限が経過した日から一五日以内に、下院議長は最多得票者を内閣総理大臣に任命する勅命を求めてその件を奏上する。

第二〇四条(議員兼職禁止)

内閣総理大臣および国務大臣は同時に下院議員あるいは上院議員を兼ねることはできない。

内閣総理大臣あるいは国務大臣に任命された下院議員は、任命の勅命があった日から三〇日が経過した翌日に下院議員を退任する。

第二〇五条(宣誓)

国務大臣は就任前に国王に対して以下の言句の宣誓を行わなければならない。

「私(宣誓者氏名)は国王に対する忠誠を尽くし、国および国民のために誠実公正に職務を遂行するとともに、あらゆる面でタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」

第二〇六条(大臣資格)

国務大臣は以下の資格を満たさなければならず、かつ禁止事項に該当してはならない。

(一)出生によるタイ国籍を有する。

(二)満三五歳以上。

(三)学士あるいはそれ相当の教育を受けた。

(四)第一〇九条(一)(二)(三)(四)(六)(七)(一二)(一三)あるいは(一四)に基づく禁止事項に該当しない。

(五)過失罪による場合を除き、刑期満了後から任命日までの五年間に、刑期二年以上の禁固刑判決を受けたことがない。

(六)上院議員ではない、あるいは第一三三条(一)に基づき議員資格を失った場合を除き、国務大臣に任命されるまでの一年未満の間に議員資格を失った上院議員だった者ではない。

第二〇七条(公務員兼職禁止)

国務大臣は政治職公務員以外の常勤あるいは定給の公務員であってはならない。

第二〇八条(営利活動禁止)

国務大臣は法律の規定に基づき就任しなければならない地位を除き、第一一〇条の規定に基づき禁止されている地位に就き、行為を行うことはできない。また営利活動あるいは利益配当を目的とする

パートナーシップ、会社あるいは団体の役職者に就任することはできず、かつ何等かの者の被雇用者になることもできない。

第二〇九条(株主禁止)

国務大臣は法律が規定する数に基づき、パートナーシップあるいは会社の出資者あるいは株主であってはならず、パートナーシップあるいは会社の出資者の地位あるいは株式を保有することはできない。国務大臣がそのような報酬を受けることを望む場合は、任命された日から三〇日以内に国家汚職防止取締委員長に届け出、法律の規定に基づきそのパートナーシップあるいは会社の株式を他人の利益のための管財法人に移管する。

その国務大臣がそのパートナーシップあるいは会社の株式あるいは活動に関わるいかなる形の経営あるいは管理も、これを行うことを禁じる。

第二一〇条(国会への説明責任)

国務大臣は議会に出席し、説明あるいは見解表明を行う権利を有するが、投票権は持たない。下院議会あるいは上院議会が出席を求める決議をした場合、国務大臣は会議に出席しなければならない。

第一五七条および第一五八条が規定する特権を準用する。

第二一一条(施政方針演説)

国政を行う内閣は、就任日から一五日以内に、信任決議を行うことなく、国会に対して施政方針演説を行わなければならない。

第一段落に基づく国会に対する施政方針演説前に、放置すると国家の利益に重大な影響を及ぼす重要かつ緊急の事態が発生した場合、就任する内閣は必要な措置を暫定的に行うことができる。

第二一二条(国会への共同責任)

国政において、国務大臣は憲法、法律の規定、および第二一一条に基づく施政方針演説に従わなければならない。自己の職務について下院議会に対して責任を負うとともに、内閣の政策全般について国会に対して共同で責任を負わなければならない。

第二一三条(一般討議)

国政に関する重大な問題があり、内閣が下院議会および上院議会の意見を聴取すべきだと判断した場合、内閣総理大臣は内閣の承認により、国会議長に国会両院会議において一般討議を開催することを要請することができる。その場合、国会は討議した問題について決議を行うことはできない。

第二一四条(国民投票)

内閣が、何等かの活動が国あるいは国民の利害に影響を及ぼすと判断した場合、内閣総理大臣は内閣の承認により、下院議長および上院議長と国民投票実施を官報で公布することについて協議する

ことができる。

国民投票は、第一段落に基づく本憲法に抵触あるいは相反しない重大な活動について国民に是非を問うためのものでなければならず、特定の個人あるいは団体についての国民投票は実施することはできない。

第一段落に基づく布告では、官報公布日から九〇日以上一二〇日以内の全国で同一の投票日を規定しなければならない。

第一段落に基づく布告の施行期間中、国はその活動に賛否双方の者に平等に意見を表明させる。

下院議員の選挙権者は国民投票の投票権を有する。

国民投票で投票数が投票権者数の五分の一以下の場合は、過半数の国民がその案件を承認しないものと見做すが、投票数が投票権者数の五分の一を超え、過半数が承認した場合は、過半数の国民がその案件を承認したものと見做す。

第二一五条(総辞職)

内閣は以下の時に総辞職する。

- (一)内閣総理大臣が第一七三条に基づき国務大臣資格を失った。
- (二) 下院議会の任期が満了した、あるいは解散した。
- (三)内閣が辞職した。

辞職した内閣は新内閣が就任するまで職務を遂行するために在任しなければならないが、(二)に基づく辞職の場合は、常勤あるいは定給の公務員、または政府機関あるいは公共事業体の職員を任命、異動あるいは解任する権限は、選挙管理委員会の承認を受けた場合を除き、これを行使することはできない。

第一一八条(七)および第二段落ならびに第二〇四条の規定は、辞職し、第二段落に基づく職務に就いている内閣には適用しない。

内閣総理大臣が第一七三条(一)(二)(三)(四)(六)あるいは(八)に基づき国務大臣資格を失った場合は、第二〇二条および第二〇三条に基づく手続きを準用する。

第二一六条(大臣資格喪失)

各国務大臣の資格は以下の場合に喪失する。

- (一)死亡した。
- (二)辞任した。
- (三)第二〇六条に基づく資格を失った、あるいは禁止事項に該当した。
- (四)禁固刑判決を受けた。
- (五)下院議会が第一八五条あるいは第一八六条に基づき不信任決議を行った。
- (六)第二〇八条あるいは第二〇九条に基づく禁止行為を行った。
- (七)第二一七条に基づく勅命があった。
- (八)上院議会が第三〇七条に基づき弾劾決議を行った。

第九六条および第九七条の規定を(二)(三)(四)あるいは(六)に基づく国務大臣資格喪失に適用する。

第二一七条(解任勅命)

国王は内閣総理大臣の助言により、国務大臣の解任を勅命する権限を有する。

第二一八条(緊急勅令)

国の安全保障、公共の安全、国家経済の安定あるいは公共災害の防止のために、国王は法令と同様に緊急勅令を制定することができる。

第一段落に基づく緊急勅令制定は、内閣が不可避の必要が緊急の場合だと判断した時にのみ、これを行うことができる。

次の国会会議において、内閣は速やかにその緊急勅令を国会審議に諮る。国会閉会中であり、通常国会の開会を待つのでは遅過ぎる場合は、内閣は緊急勅令の認否を行うために速やかに特別国会召集の手続きを行わなければならない。下院議会が否決した、あるいは下院議会が認可したが上院議会が否決し、下院議会の再決議が現有下院議員総数の過半数に達しなかった場合は、その緊急勅令は失効するが、その緊急勅令適用中に行った活動には影響しない。

第一段落に基づく緊急勅令が何等かの法律規定を改正あるいは廃止する効力を有し、その緊急勅令が第三段落に基づき失効した場合は、改正あるいは廃止される前の法律の規定はその緊急勅令否決が発効する日から再び適用される。

下院議会および上院議会がその緊急勅令を認可した、あるいは上院議会が否決したが下院議会が現有下院議員総数の過半数の票数で再認可した場合は、その緊急勅令は法令として適用される。

緊急勅令の認否については、内閣総理大臣が官報において公布する。否決の場合は官報交布日の翌日から適用する。

緊急勅令についての下院議会および上院議会の再認可審議は各議会の会議の最初の機会に行わなければならない。

第二一九条(緊急勅令の憲法判断)

下院議会あるいは上院議会が第二一八条第三段落に基づき緊急勅令を認可する前に、下院議員あるいは上院議員は各議会の現有議員総数の五分之一以上の連名により、自己が属する議会の議長に対してその緊急勅令が第二一八条第一段落に該当しないとの見解を提出する権利を有する。その見解を受理した議会の議長は、憲法裁判所にその見解を送付し、その裁定に諮る。憲法裁判所が裁定した時は、その裁定をその見解を送付した議会の議長に通知する。

下院議長あるいは上院議長が第一段落に基づく下院議員あるいは上院議員の見解を受理した時、第一段落に基づく憲法裁判所の裁定が下るまでその緊急勅令の審議を中断する。

憲法裁判所が緊急勅令が第二一八条第一段落に該当しないと裁定した場合は、その緊急勅令は最初から無効になる。

緊急勅令が第二一八条第一段落に該当しないとの憲法裁判所の裁定には、憲法裁判所判事総数の三分の二以上の票数を要する。

第二二〇条(租税・通貨に関する緊急勅令)

国会会期中に、国益の保持のために緊急かつ秘密に審議しなければならない租税、課徴金あるいは通貨に関する法律を制定する必要がある場合、国王は法令と同様の緊急勅令を制定することができる。

第一段落に基づき制定された緊急勅令は官報公布日の翌日から三日以内に下院議会に提出しなければならない、第二一八条の規定を準用する。

第二二一条(国王の勅令制定権限)

国王は法律に抵触しない限りにおいて勅令を制定する権限を有する。

第二二二条(戒厳令)

国王は戒厳令法に基づく形態および方法に基づき、戒厳令の施行あるいは廃止を公布する権限を有する。

緊急に特定地域で戒厳令を施行する必要がある場合は、軍の係官は戒厳令法に基づきこれを行うことができる。

第二二三条(宣戦布告)

国王は国会の承認により宣戦を布告する権限を有する。国会の承認決議には両院の現有議員総数の三分の二以上の票数を要する。

下院議会が任期満了あるいは解散中の際は、上院議会が第一段落に基づく承認において国会としての職務を遂行し、決議には現有上院議員総数の三分の二以上の票数を要する。

第二二四条(平和条約)

国王は諸外国あるいは国際機関と平和条約、和平条約あるいはその他の条約を締結する権限を有する。

タイ領土あるいは国家主権区域の変更に関する条項のある、または条約に基づき法令を公布する必要がある条約は、国会の承認を受けなければならない。

第二二五条(恩赦)

国王は恩赦を行う権限を有する。

第二二六条(国王の叙勲取消権限)

国王は位階を取り消し、勲章を返還させる権限を有する。

第二二七条(勅任官)

国王は省事務次官、局長あるいは同等の地位にある武官あるいは文官公務員を任命し、かつ死亡による退任の場合を除き、その者を解任する。

第二二八条(公務員の政治職兼任禁止)

政治職公務員以外の常勤あるいは定給の公務員は政治職公務員になることができず、あるいは他の政治的な地位に就くことはできない。

第二二九条(議員報酬)

枢密院議員、下院議会の議長および副議長、上院議会の議長および副議長、下院議会の野党指導者、下院議員および上院議員の給与およびその他の報酬は勅令により規定する。

第二三〇条(省庁局の新設・統合・移管)

公務員の地位あるいは定員の増加をとまなう省・庁・局の新設は法令による。

公務員の地位あるいは定員の増加をとまなわない、省・庁・局の新設をもたらず省・庁・局の統合あるいは移管、または省・庁・局の新設をもたらない省・庁・局の統合あるいは移管、または省・庁・局の廃止は勅令による。

第二段落に基づく省・庁・局の統合あるいは移管のあった日から三年間は、新設された省・庁・局または統合あるいは移管された省・庁・局の公務員の地位あるいは定員を増加させることはできない。

第二段落に基づく勅令では、新設された省・庁・局の職務権限、元の部署あるいは係官が有していた法律に基づく職務権限の移管、公務員および被雇用者、歳出予算ならびに資産および負債の移管についても明記する。

設立法令が制定された第二段落に基づく省・庁・局についての手続きは勅令により、その制定された勅令は、関連する部分について法令あるいは法令と同様の効力を有する法律の改正としての効力も有する。

第二三一条(大臣の副署)

国政に関する法律、国王親書および勅命には、本憲法に別様の規定がある場合を除き、大臣の副署がなければならない。

第二三二条(国王署名と官報告示)

国王の署名がある、あるいは署名があると同様と見做される法律は、ただちに官報で公布する。

第八章

裁判所

第一節

総則

第二三三条(訴訟審判権)

訴訟の審理・判決は裁判所の権限であり、国王の名において憲法および法律に基づき行わなければならない。

第二三四条(設置)

すべての裁判所は法令によってのみ設置することができる。

訴訟審理・判決に関する法律に基づきすでにある裁判所に代わり、特定の訴訟あるいは容疑について審理・判決する裁判所を新設することはできない。

第二三五条(憲法裁判所)

特定の訴訟に適用するために、憲法裁判所に関する法律あるいは審理方法の変更あるいは改正をもたらす法律を制定することはできない。

第二三六条(審理・判決)

裁判所の審理では所定の裁判官あるいは司法官全員が出席しなければならず、訴訟審理に参加しない裁判官あるいは司法官はその訴訟の判決あるいは裁定を行うことはできない。ただ法律の規定に基づき、不可避の事由あるいは予想不能の必要がある場合を除く。

第二三七条(容疑者の逮捕)

刑事訴訟において、何等かの者を逮捕あるいは拘禁することはできない。ただし裁判所の命令あるいは令状がある、現行犯、または別様の必要な事由がある場合は法律が規定する令状がなくても逮捕できるが、被逮捕者に逮捕の容疑および詳細を速やかに通告するとともに、最初に被逮捕者の親族あるいは信頼する者に連絡する機会を与えなければならない。また拘束されている被逮捕者は、捜査官の事務所に連行された時刻から四八時間以内に裁判所に連行し、裁判所は法律に基づきその被逮捕者を拘束する事由の是非を審議する。ただし法律が規定する不可避あるいは必要な事由がある場合を除く。

逮捕令状あるいは拘禁令状は以下の時に発行できる。

(一) その者が法律に罰則規定がある重大な刑事違反行為を行ったとする十分な証拠がある。または、

(二)その者が刑事違反行為を行ったとする十分な証拠があり、かつその者が逃亡する、または証人・証拠を混乱させ、あるいは別様の危険をもたらすと信じるに足る事由がある。

第二三八条(墓地搜索)

刑事事件において、法律の規定に基づき裁判所の命令あるいは令状、または裁判所の命令あるいは令状なしに搜索できる事由がある場合を除き、墓地を搜索することはできない。

第二三九条(保釈)

被疑者あるいは被告人の保釈請求は速やかに審議し、適切な額を超える保証金を請求することはできない。保釈の不許可は法律が特に規定する原則に基づく事由によらなければならない。速やかに被疑者あるいは被告人に通告しなければならない。

保釈不許可についての再審請求権は法律の規定に基づき保護される。

拘束、拘禁あるいは禁固された者は、個人的に弁護人と接見し、協議する権利を有し、適当な面会を受ける権利を有する。

第二四〇条(拘禁)

刑事事件あるいは他の事件において何等かの者を拘禁した場合、被拘禁者自身、検察官あるいは被拘禁者側の他の者は、刑事審理権限を有する所轄裁判所に拘禁が不法であることを訴えることができる。そのような訴えがあった時、裁判所は緊急に調査し、訴えが有効だと判断した場合は拘禁者にただちに被拘禁者を裁判所に連行するよう命じる権限を有する。拘禁者が裁判所に対して拘禁が合法的なものだとする十分な事由を示せない場合、裁判所はただちに被拘禁者を釈放するよう命じる。

第二四一条(被疑者の権利)

刑事事件において、被疑者あるいは被告人は、迅速、継続的かつ公正に取り調べあるいは訴訟審理を受ける権利を有する。

取り調べの段階で、被疑者は弁護人あるいは自己が信頼する者を自己の供述に同席させる権利を有する。

検察官が不起訴を命じた刑事訴訟において、被害者、被疑者あるいは利害関係人は法律の規定に基づき、訴訟命令についての証拠の要約とともに捜査官あるいは検察官の意見を請求する権利を有する。

第二四二条(国の法的援助)

刑事事件における被疑者あるいは被告人は、法律の規定に基づき弁護人を付すことを国から援助される権利を有する。被拘束者あるいは被拘禁者が弁護人を選任できない場合、国は速やかに弁護人を付すことを援助しなければならない。

民事事件においては、人は法律の規定に基づき国から法的な援助を受ける権利を有する。

第二四三条(供述)

人は自己が刑事事件で告訴されるような不利な供述をしない権利を有する。

誘導、約束、恐喝、欺騙、虐待、強制力の行使あるいは他の不法な行為による供述は、証拠として採用されない。

第二四四条(証人の保護)

刑事事件における証人は、法律の規定に基づき、身辺保護、適切な措置および必要かつ適切な報酬を国から受ける権利を有する。

第二四五条(利害関係者の保護)

刑事事件における利害関係人は、法律の規定に基づき、身辺保護、適切な措置および必要かつ適切な報酬を国から受ける権利を有する。

何等かの者が他人の刑事違反行為により生命あるいは心身に対する危害を受け、自己がその違反行為に関与しておらず、別様に損害を軽減する機会のない場合に限り、その者あるいは相続人は法律が規定する条件および方法に基づき、国から援助を受ける権利を有する。

第二四六条(拘禁者の権利回復)

刑事事件の被告人として訴訟審理中に拘禁されていた者について、その訴訟で被告人が違反者ではない、あるいは被告人の行為は違反ではないとの確定判決が下った場合は、その者は法律が規定する条件および方法に基づき、適当な補償金および経費を受け取るとともに、その件で失ったあらゆる権利を回復する権利を有する。

第二四七条(再審請求)

何等かの者が確定判決により刑事罰に処せられた場合、その者、利害関係人あるいは検察官は再審を請求することができる。再審における裁判所の判決で、その者が違反者ではないことが明らかになった場合、その者あるいは相続人は法律が規定する条件および方法に基づき、適当な補償金および経費を受け取るとともに、その件で失ったあらゆる権利を回復する権利を有する。

第二四八条(裁判所間の調整)

司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所あるいはその他の裁判所の間職務権限に関する問題が発生した場合は、最高裁判所長官の委員長、最高行政裁判所長官、その他の裁判所の長官および法律が規定する四人以下の有識者の委員で構成する委員会が裁定する。

第一段落に基づく問題提起の原則は法律の規定に従う。

第二四九条(裁判官の独立性)

裁判官および司法官は、憲法および法律に基づき独立して訴訟を審理・判決する。

裁判官および司法官の訴訟審理・判決は、上司の命令の拘束を受けない。

裁判官あるいは司法官に提出する訴訟調書は法律が規定する原則に従う。

訴訟調書の返還あるいは譲渡は、訴訟審理・判決の公正を損なう場合を除き、行うことができない。

裁判官および司法官の異動は、法律が規定する任期満了、昇級、規律上の処分中あるいは刑事訴訟の被告人になった場合を除き、その裁判官および司法官の同意なしにこれを行うことはできない。

第二五〇条(政治職兼任禁止)

裁判官および司法官は政治職公務員になることはできない。

第二五一条(国王の任免権)

国王は裁判官を任命し、死亡による退任の場合を除き、解任する。

憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所および軍事裁判所以外の裁判所の裁判官および司法官の任命および解任、ならびにその裁判所の判決権限および審理方法は、その裁判所の設置に関する法律に従う。

第二五二条(宣誓)

裁判官は就任前に、国王に対して以下の言句の宣誓をしなければならない。

「私(宣誓者氏名)は国王に忠誠を尽くし、国民への正義および王国の平穩のために国王の名において誠実かついかなる偏見もなく職務を遂行するとともに、あらゆる面でタイ王国憲法および法律に基づき、国王を元首とする民主主義制度を擁護し、遵守することを誓います」

第二五三条(特別待遇)

裁判官および司法官の給与、地位給およびその他の報酬は法律の規定に従い、文官公務員の給与あるいは地位給体系を適用することはできない。

第一段落の規定は選挙管理委員会、国会オンブズマン、国家汚職防止取締委員および国家会計検査委員にも準用する。

第二五四条(法務委員の兼任禁止)

人は役職者の兼任あるいは有識者委員であるかを問わず、法律に基づく司法裁判所法務委員会の委員、行政裁判所法務委員会の委員あるいはその他の裁判所の法務委員会の委員を同時に兼ねることはできない。

第二節

憲法裁判所

第二五五条(構成)

憲法裁判所は、国王が上院議会の助言により以下の者の中から任命する一人の憲法裁判所長官およびさらに一四人の憲法裁判所司法官で構成する。

(一)最高裁判所判事以上の地位にあり、最高裁判所大法廷の秘密投票により選出された最高裁判所の裁判官五人。

(二)最高行政裁判所大法廷の秘密投票により選出された最高行政裁判所の司法官二人。

(三)第二五七条に基づき選出された法律学の専門家五人。

(四)第二五七条に基づき選出された政治学の専門家三人。

第一段落に基づき選出された者は会議を開き、一人を憲法裁判所長官に互選し、その結果を上院議長に通知する。

上院議長は憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官の任命勅命に副署する。

第二五六条(有識者司法官の資格)

第二五五条(三)および(四)に基づく専門家は以下の資格を満たし、かつ禁止事項に該当してはならない。

(一)出生によるタイ国籍を有する。

(二)満四五歳以上。

(三)国務大臣、選挙管理委員、国会オンブズマン、国家人権委員、国家汚職防止取締委員あるいは国家会計検査委員だったことがあり、または最高検察庁副長官、局長あるいはそれ相当の地位、または教授以上の地位に就いたことがある。

(四)第一〇六条または第一〇九条(一)(二)(四)(五)(六)(七)(一三)あるいは(一四)に基づく禁止事項に該当しない。

(五)下院議員、上院議員、政治職公務員、地方議会議員あるいは地方行政者ではない。

(六)就任前の三年間に政党の党員あるいは他の役職にあったことがない。

(七)選挙管理委員、国会オンブズマン、国家人権委員、行政裁判所司法官、国家汚職防止取締委員あるいは国家会計検査委員ではない。

第二五七条(有識者司法官の選出)

第二五五条(三)および(四)に基づく憲法裁判所司法官の選考および選出は以下のように行う。

(一)憲法裁判所司法官選考委員会を設置し、最高裁判所長官、すべての国立高等教育機関の法学部長あるいはそれ相当の者が互選する四人、すべての国立高等教育機関の政治学部長あるいはそれ相当の者が互選する四人、下院議員の党員がいる一人ずつの政党代表が互選する四人の委員で構成する。その委員会は、選出しなければならない事由が発生した日から三〇日以内に、第二四四条(三)に基づく専門家一〇人および第二四四条(四)に基づく専門家六人を選考し、その推薦を受けた

者の同意を得たうえで名簿を作成し、上院議長に提出する。その氏名の推薦決議には現有委員総数の四分の三以上の票数を要する。

(二)上院議長は(一)に基づく名簿で推薦された者を秘密投票により選出する決議を行うために上院議会を召集する。その際、現有上院議員総数の過半数を得票した上位から順に、第二五五条(三)に基づく専門家名簿の五人および第二五五条(四)に基づく専門家名簿の三人が憲法裁判所司法官に選出されたものとするが、第二五五条(三)に基づく専門家名簿から選出された者が五人に満たない、あるいは第二五五条(四)に基づく専門家名簿から選出された者が三人に満たない場合は、その名簿の中で最初に選出されなかった者について、上院議員が改めて投票を続ける。その場合、定員数までの上位得票者が最高裁判所司法官に選出されたものとする。得票数が同じ者があり、選出された者が五人あるいは三人を超える場合は、上院議長が抽選により選出する。

第二五五条第二段落および第三段落の規定を適用する。

第二五八条(禁止様態)

憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官は以下に該当しなければならない。

- (一)常勤あるいは定給の公務員ではない。
- (二)政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者ではなく、または公共事業体あるいは政府機関の理事あるいは顧問ではない。
- (三)営利あるいは利益配当を目的とするパートナーシップ、会社あるいは団体の役職者ではなく、または何等かの者の被雇用者ではない。
- (四)他の自営業を営んでいない。

最高裁判所大法廷、最高行政裁判所大法廷あるいは上院議会において、本人の同意を得たうえで(一)(二)(三)あるいは(四)に基づく者を選出した場合、選出された者は選出された日から一五日以内に、(一)(二)あるいは(三)に基づく職を辞任した時、またはその自営業を廃業したと信じるに足る証拠を示した時に、職務を始めることができるが、その者が所定の期間内に辞任あるいは自営業を廃業しなかった場合は、その者は憲法裁判所司法官に選出されなかったものと見做し、第二六一条の規定を適用する。

第二五九条(任期)

憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官の任期は、国王が任命した日から九年とし、一期のみとする。

任期満了にともない退任する憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官は新たに任命される憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官が就任するまで職務を継続する。

憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官は法律に基づく法務官とする。

第二六〇条(退任)

任期満了にともなう退任以外に、憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 満七〇歳になった。
- (三) 辞任した。
- (四) 第二五六条に基づく資格を失った、あるいは禁止事項に該当した。
- (五) 第二五八条に違反する行為があった。
- (六) 上院議会が第三〇七条に基づき弾劾を決議した。
- (七) 禁固刑判決を受けた。

第一段落に基づく事態が発生した場合、在任する憲法裁判所司法官は第二六七条の適用下において職務を継続する。

第二六一条(新たな選任)

憲法裁判所長官および憲法裁判所司法官全員が任期満了にともない退任した場合は、退任した日から三〇日以内に、第二五五条および第二五七条に基づく手続きを始める。

憲法裁判所長官あるいは憲法裁判所司法官が第一段落以外の事情で退任した場合は、以下の手続きを行う。

(一) 最高裁判所大法廷で選出された憲法裁判所司法官の場合は、第二五五条(一)を準用し、退任した日から三〇日以内に選出を終了する。

(二) 最高行政裁判所大法廷で選出された憲法裁判所司法官の場合は、第二五五条(二)を準用し、退任した日から三〇日以内に選出を終了する。

(三) 第二五五条(三)あるいは(四)に基づく憲法裁判所司法官の場合は、第二五七条を準用する。その場合、第二五五条(三)あるいは(四)に基づき退任者の二倍の人数の専門家を上院議長に対して憲法裁判所司法官に推薦し、上院議会が選出を決議する。その際、退任した日から三〇日以内に選出を終了する。

全員あるいは部分的にかを問わず、憲法裁判所司法官が国会会期以外の時期に退任する場合は、国会開会日から三〇日以内に第二五七条に基づく手続きを終了する。

憲法裁判所長官が退任する場合は、第二五五条第二段落の規定を適用する。

第二六二条(憲法判断請求)

国会が承認した法令案あるいは憲法付属法案を内閣総理大臣が第九三条に基づき国王の署名を求めて奏上する前に、または国会が第九四条に基づき支持を決議した法令案あるいは憲法付属法案を内閣総理大臣が改めて国王の署名を求めて奏上する前に、

(一) 両院の現有議員総数の一〇分の一以上の下院議員、上院議員あるいは両院議員が、その法令案が本憲法に抵触あるいは相反する事項がある、または本憲法の規定に照らして不当に制定されたと判断した場合は、下院議長、上院議長あるいは国会議長に見解を提出し、その見解を受理した議会の議長は速やかにその見解の裁定を求めて憲法裁判所に送付するとともに内閣総理大臣に通知する。

(二)二〇人以上の下院議員、上院議員あるいは両院議員が、その憲法付属法案が本憲法に抵触あるいは相反する事項がある、または本憲法の規定に照らして不当に制定されたと判断した場合は、下院議長、上院議長あるいは国会議長に見解を提出し、その見解を受理した議会の議長は速やかにその見解の裁定を求めて憲法裁判所に送付するとともに内閣総理大臣に通知する。

(三)内閣総理大臣がその法令案あるいは憲法付属法案が本憲法に抵触あるいは相反する事項がある、または本憲法の規定に照らして不当に制定されたと判断した場合は、速やかに裁定を求めて憲法裁判所にその見解を送付するとともに下院議長および上院議長に通知する。

憲法裁判所が審議する間、内閣総理大臣は憲法裁判所が裁定するまでその法令案あるいは憲法付属法案の公布手続きを中断する。

憲法裁判所がその法令案あるいは憲法付属法案は本憲法に抵触あるいは相反する事項がある、または本憲法の規定に照らして不当に制定されたと裁定し、かつその事項がその法令案あるいは憲法付属法案の重要部分である場合は、その法令案あるいは憲法付属法案は廃案になる。

憲法裁判所がその法令案あるいは憲法付属法案は本憲法に抵触あるいは相反する事項があるが、第三段落には該当しないと裁定した場合は、その抵触あるいは相反する事項を廃止し、内閣総理大臣は第九三条あるいは第九四条に基づく手続きを継続する。

第二六三条(国会会議規則案の憲法判断請求)

第二六二条(二)の規定を、下院議会、上院議会あるいは国会が承認したが、まだ官報で公布していない下院議会会議規則案、上院議会会議規則案および両院会議規則案に準用する。

第二六四条(法律の合憲性判断)

裁判所が法律の規定を何等かの訴訟に適用する際、その法律の規定が第六条の規定に該当すると裁判所自身が判断し、あるいは訴訟当事者が申し立て、その規定に関する憲法裁判所の裁定がまだない場合、裁判所は暫定的に審理を中断し、その見解を正式に憲法裁判所に送付してその裁定を求める。

憲法裁判所が第一段落に基づく当事者の申立は裁定のために受理するに当たらないと判断した場合は、憲法裁判所はその件を却下することができる。

憲法裁判所の裁定はあらゆる訴訟に適用することができるが、裁判所の確定した判決には影響しない。

第二六五条(権限)

職務遂行において、憲法裁判所は審理のために、何等かの者に関連する資料あるいは証拠の提出を請求し、供述させるために喚問するとともに、裁判所、捜査官、公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体に何等かの活動を要請する権限を有する。

憲法裁判所は委任に基づく職務を遂行する個人あるいは団体を任命する権限を有する。

第二六六条(独立機関の権限についての判断)

憲法に基づく機関の職務権限に関する問題がある場合、その機関あるいは国会議長は見解を付してその旨を憲法裁判所に送付し、裁定を求める。

第二六七条(裁定)

憲法裁判所の審理および裁定団は、憲法裁判所司法官七人以上で構成する。憲法裁判所の裁定は、本憲法に別様の規定がある場合を除き、多数決による。

構成員である憲法裁判所司法官全員は自己が関わる部分について裁定するとともに、決議の前に会議で意見を供述する。

憲法裁判所の裁定および憲法裁判所司法官全員の裁定は官報で公布する。

憲法裁判所の裁定は、少なくとも経緯あるいは容疑、審議により得た事実の要約、裁定、事実の問題および法律事項の事由、ならびに準拠する憲法および法律の規定で構成しなければならない。

第二六八条(裁定の絶対性)

憲法裁判所の裁定は絶対的なものとし、国会、内閣、裁判所および国の他の機関を拘束する効力を有する。

第二六九条(審理方法)

憲法裁判所の審理方法は、憲法裁判所司法官団が満場一致で決議した規定に従う。

第一段落に基づく憲法裁判所の審理方法には、少なくとも公開審理の基本原則、裁定前の当事者の弁論、当事者の自己に関する資料閲覧請求権、憲法裁判所司法官の忌避および憲法裁判所の裁定あるいは命令に付す法令の事由を含まなければならない。

第二七〇条(事務局)

憲法裁判所は独立した事務局を有し、憲法裁判所事務局長を憲法裁判所長官直属の長とする。

憲法裁判所事務局長の任命には、憲法裁判所司法官団の承認を要する。

憲法裁判所事務局は法律の規定に基づき、人事、予算および他の活動を独立して運営する。

第三節

司法裁判所

第二七一条(審判権限)

司法裁判所は、本憲法あるいは法律が他の裁判所の権限として規定する訴訟以外の、あらゆる訴訟を審理・判決する権限を有する。

第二七二条(三審制と政治職刑事訴訟部)

司法裁判所は、本憲法あるいは他の法律に別様の規定がある場合を除き、初等裁判所、再審裁判所および最高裁判所の三段階制とする。

最高裁判所に政治職者刑事訴訟部を設置する。裁判官団は最高裁判所大法廷の秘密投票で選出された最高裁判所判事の地位以上の最高裁判所裁判官九人で構成し、訴訟ごとに担当する。

最高裁判所政治職者刑事訴訟部の職務権限および政治職者刑事訴訟の審理方法は、本憲法および政治職者刑事訴訟審理方法に関する憲法付属法令の規定に従う。

第二七三条(人事)

司法裁判所裁判官の任命および解任では、奏上前に司法裁判所法務委員会の承認を得なければならない。

司法裁判所裁判官の昇級、昇給および処罰では、事前に司法裁判所法務委員会の承認を得なければならない。その際、司法裁判所法務委員会は裁判所の段階ごとに小委員会を設置し、その件について答申させ、審議の参考にする。

第二七四条(法務委員会)

司法裁判所法務委員会は以下の者で構成する。

- (一) 最高裁判所長官の委員長。
- (二) 各段階の裁判所の司法公務員の中からすべての段階の裁判所の司法公務員が選出する各段階の裁判所の有資格委員四人ずつの計一二人。
- (三) 司法公務員ではなく、あるいは司法公務員だったことがなく、上院議会が選出する有識者委員二人。

有識者委員の資格、禁止事項および選出方法は法律の規定に従う。

第二七五条(事務局)

司法裁判所は独立した司法裁判所事務局を有し、司法裁判所事務局長を最高裁判所長官直属の長とする。

司法裁判所事務局長の任命は、司法裁判所法務委員会の承認を得なければならない。

司法裁判所事務局は法律の規定に基づき、人事、予算および他の活動を独立して運営する。

第四節

行政裁判所

第二七六条(審判権限)

行政裁判所は法律の規定に基づき、政府の管轄あるいは監督下にある公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体または国の職員と民間との間、または政府の管轄あるいは監督下にある公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体または国の職員同士の係争に関する訴訟を審理・判決する権限を有する。その係争とは、その公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体または国の職員が法律に基づき行わなければならない行為あるいは行為怠慢、またはその公官庁、政府機関、公共事業体あるいは地方行政体または国の職員が法律に基づく職務の責任を有する行為あるいは行為怠慢に起因するものとする。

最高行政裁判所および初等行政裁判所を設置する。また再審行政裁判所も設置することができる。

第二七七条(司法官の任命)

行政裁判所司法官の任命および解任は、法律に基づき奏上前に行政裁判所法務委員会の承認を得なければならない。

法律学の専門家および国政に関する有識者は最高行政裁判所司法官に任命されることができる。そのような者の最高行政裁判所司法官への任命では、最高行政裁判所司法官総数の三分の一以上になるようにし、法律の規定に基づき奏上前に行政裁判所法務委員会の承認および上院議会の承認を得なければならない。

行政裁判所司法官の昇級、昇給および処罰では、法律の規定に基づき司法裁判所法務委員会の承認を得なければならない。

第二七八条(長官の任命)

行政裁判所司法官の最高行政裁判所長官への任命では行政裁判所法務委員会および上院議会の承認を得た後に、内閣総理大臣が任命を求めて奏上する。

第二七九条(法務委員会)

行政裁判所法務委員会は以下の者で構成する。

- (一) 最高行政裁判所長官の委員長。
 - (二) 行政裁判所司法官の中から行政裁判所司法官が互選する有識者委員九人。
 - (三) 上院議会が選出する有識者委員二人および内閣が選出する有識者委員一人。
- 有識者委員の資格、禁止事項および選出方法は法律の規定に従う。

第二八〇条(事務局)

行政裁判所は独立した行政裁判所事務局を有し、行政裁判所事務局長を最高行政裁判所長官直属の長とする。

行政裁判所事務局長の任命は法律の規定に基づき、行政裁判所法務委員会の承認を得なければならない。

行政裁判所事務局は法律の規定に基づき、人事、予算および他の活動を独立して運営する。

第五節

軍事裁判所

第二八一条(審判権限と任命)

軍事裁判所は法律の規定に基づき、軍人の刑事訴訟および他の訴訟を審理・判決する権限を有する。

軍事裁判所司法官の任命および解任は法律の規定に従う。

第九章

地方行政

第二八二条(自治原則)

第一条の適用下において、国は、地域住民の意思に基づく自治の原則に基づき、地域の独立性を保障しなければならない。

第二八三条(地方行政機関)

自治が可能な状態の地域は、法律の規定に基づき、地方行政機関を設置する権利を有する。

地方行政機関の管轄は法律の規定に基づき、地方住民あるいは国全体の利益を保護するために必要な限りにおいて行う。その際、地域住民の意思に基づく自治の原則を損なってはならず、あるいは法律が規定する範囲を超えてはならない。

第二八四条(地方への行政権限分散)

地方行政機関は政策策定、統治、行政、人事、会計および財務における独立性を有し、固有の職務権限を有する。

地方行政機関と国との間の職務権限あるいは地方行政機関同士の間での職務権限の規定は、地方への権限分散の促進に特に留意しつつ、法律の規定に従う。

継続的に地方への権限分散を促進するために、少なくとも以下の重要事項を含む、権限分散の計画および手続きを策定する。

(一) 公共サービスの整備における国と地方行政機関との間あるいは地方行政機関同士の間での職務権限の規定。

(二)国と地方行政機関との間の租税あるいは課徴金の配分比率。その際、国と地方行政機関、および地方行政機関同士の職務負担に特に留意する。

(三)同人数ずつの関連する公官庁代表、地方行政機関代表および法律が規定する資格を有する有識者で構成する(一)および(二)に基づく職務を遂行する委員会の設置。

(一)および(二)に基づき何等かの地方行政機関の権限および職務、ならびに租税および課徴金の配分が規定された場合、(三)に基づく委員会は、地方行政機関の権限および職務、あるいは租税および課徴金の配分が規定された日から五年以内の期間ごとに、その件を再検討し、地方行政機関の権限および職務、ならびに租税および課徴金の配分の適正を審議しなければならない。その際、地方への権限分散に特に留意する。

第四段落に基づく手続きは、内閣の承認を受け、国会に報告した時に効力を有する。

第二八五条(議会と行政)

地方行政機関には、地方議会および地方行政委員会あるいは地方行政者がなければならない。

地方議会議員は選挙により選出されなければならない。

地方行政委員会あるいは地方行政者は、住民の直接投票による選挙あるいは地方議会の承認により選出される。

地方議会議員および住民の直接投票による選挙で選出される地方行政委員会あるいは地方行政者の選挙は、直接秘密投票方式による。

地方議会議員および地方行政委員会あるいは地方行政者の任期は一期四年とする。

地方行政委員会あるいは地方行政者は、常勤あるいは定給の公務員、または政府機関、公共事業体あるいは地方行政体の職員あるいは被雇用者であってはならない。

地方議会議員、地方行政委員会および地方行政者選挙の選挙権者および被選挙権者の資格、原則および方法は法律の規定に従う。

地方議会が解散した、あるいは第二八六条に基づき地方議会議員全員が退任し、暫定的な地方行政委員会あるいは地方行政者を任命しなければならない場合は、法律の規定に基づき、第二段落、第三段落および第六段落の規定は適用しない。

第二八六条(住民の弾劾権)

地方行政機関における選挙権を有する住民が、法律の規定に基づき、投票した選挙権者数の四分の三以上の票数により、その地方行政機関の地方議会議員あるいは地方行政者が任にとどまるべきではないと判断した場合、その地方議会議員あるいは地方行政者は退任する。

第一段落に基づく投票では、選挙権者総数の半数以上の選挙権者を要する。

第二八七条(住民の条例制定請求権)

地方行政機関における選挙権を有する住民は、その地方行政機関における選挙権者数の半数以上の連名で、地方議会議長に地方議会が条例公布を審議するよう請求する権利を有する。

第一段落に基づく請求では、条例案を起草し、提出しなければならない。
連名の原則および方法、ならびにその検査は法律の規定に従う。

第二八八条(職員の任命)

地方行政機関の職員の任命および解任は、法律の規定に基づき、それぞれの地域の必要および事情に従い、また地方機関委員会から事前に承認を得なければならない。

第一段落に基づく地方機関委員会は、同人数ずつの関連する公官署代表、地方行政機関代表および法律が規定する資格を有する有識者で構成しなければならない。

地方行政機関の職員および被雇用者の異動、昇級、昇給および処罰は法律の規定に従う。

第二八九条(地域文化保全の義務)

地方行政機関は地域の善良な芸術、慣習風俗、伝統技能あるいは文化を保全する義務を有する。

地方行政機関は法律の規定に基づき、その地域内の事情および必要に則して教育および職業研修を整備し、国の教育整備事業に参加する権利を有するが、第四三条および第八一条に抵触してはならない。

第二段落に基づく教育整備において、地方行政機関はその地域の善良な芸術、慣習風俗、伝統技能および文化の保全に留意しなければならない。

第二九〇条(環境保全)

環境の振興および保全において、地方行政機関は法律の規定に基づく権限を有する。

第一段落に基づく法律には、少なくとも以下の重要事項がなければならない。

- (一) 区域内の自然資源および環境の管理、保全および利用。
- (二) 地域の住民の生活に影響をもたらす場合に限り、区域外の自然資源および環境の保全への参加。
- (三) 地域の環境あるいは住民の保健に影響をもたらす場合に限り、区域外の事業計画あるいは活動の事前審議への参加。

第一〇章

国の権限行使の検査

第一節

財産・負債帳簿の提示

第二九一条(政治職者の資産公開)

以下の政治職者は、就任あるいは退任時に、自己、配偶者および未成年の子女の財産・負債帳簿を国家汚職防止取締委員会に提出する義務を有する。

- (一)内閣総理大臣。
- (二)国務大臣。
- (三)下院議員。
- (四)上院議員。
- (五)政治職公務員。
- (六)法律の規定に基づく地方行政者および地方議会議員。

第一段落に基づく帳簿は、その財産および負債の存在を証明する証拠を複写した付属書類、ならびに前税年度の個人所得申告書の謄本とともに提出する。提出者は提出する帳簿および証拠謄本のすべての頁にその内容を保証する署名をしなければならない。

第二九二条(提出期限)

第二九一条に基づく財産・負債帳簿では、その帳簿提出日に実在する財産および負債の項目を示し、以下の期間内に提出しなければならない。

- (一)就任する場合は、就任日から三〇日以内に提出する。
- (二)退任する場合は、退任日から三〇日以内に提出する。
- (三)第二九一条に基づく者が、すでに帳簿を提出し、在任中に死亡した場合、または退任後に帳簿を提出する前に死亡した場合、相続人あるいは管財人がその役職者が死亡した日から九〇日以内に、その役職者が死亡した日に存在した財産・負債帳簿を提出する。

退任した内閣総理大臣、国務大臣、地方行政者、地方議会議員あるいは政治職者は、(二)に基づき帳簿を提出しなければならないうえに、その退任日から一年が経過した日から三〇日以内に、改めて財産・負債帳簿を提出しなければならない。

第二九三条(資産の公示原則)

財産・負債帳簿および付属書類を受理した時、国家汚職防止取締委員長あるいは国家汚職防止取締委員長が委任した国家汚職防止取締委員は帳簿のすべての頁に署名する。

第一段落に基づく内閣総理大臣および国務大臣の帳簿および付属書類はその帳簿を提出しなければならない期限日から三〇日以内に、速やかに公開告知する。他の役職者の帳簿は、その公開が訴訟審理・判決あるいは裁定のために有益であり、かつ裁判所あるいは国家会計検査委員会から請求があった場合を除き、何人にも公開することを禁じる。

国家汚職防止取締委員長は速やかに国家汚職防止取締委員会会議を召集し、その財産および債務の正否および実在について検査する。

第二九四条(検査報告)

何等かの政治職者が退任あるいは死亡したために帳簿が提出された場合、国家汚職防止取締委員会はその役職者の財産および負債の変化について検査し、報告書を作成する。その報告書は官報で公布する。

第一段落に基づく役職者の財産が異常に増えたことが明らかになった場合、国家汚職防止取締委員長は現有するすべての書類および検査報告書を最高検察庁に送致し、最高裁判所政治職者刑事訴訟部はその異常に増えた財産を国庫に没収するための訴訟手続きを行う。

第三〇五条第五段落の規定を準用する。

第二九五条(資産公開義務不履行の場合)

政治職者が故意に本憲法が規定する財産・負債帳簿および付属書類を提出しなかった、または故意に虚偽の、あるいは通知すべき事実を隠蔽した財産・負債帳簿および付属書類を提出した場合、その者は第二九二条に基づく提出期限日あるいは検査によりそのような行為が発見された日に退任し、退任日から五年間はその者が何等かの政治職に就くことを禁じる。

第一段落に基づく場合、国家汚職防止取締委員会は裁定を求めて憲法裁判所に送致し、憲法裁判所が裁定した時は、第九七条の規定を準用する。

第二九六条(準用規定)

第二九一条、第二九二条、第二九三条第一段落および第三段落、および第二九五条第一段落の規定は、汚職防止取締に関する憲法付属法令が規定する国の他の係官にも準用する。

第二節

国家汚職防止取締委員会

第二九七条(構成)

国家汚職防止取締委員会は、国王が上院議員の助言により任命する委員長一人および他の有資格者委員八人で構成する。

国家汚職防止取締委員は誠実公正で、第二九六条に基づく資格を有し、また禁止状態に該当しない者でなければならない。

国家汚職防止取締委員の選考および選出に第二五七条および第二五八条の規定を準用する。その際、一五人の国家汚職防止取締委員選考委員会を設置し、最高裁判所長官、憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官、法人格のすべての国立高等教育機関の学長が互選する七人、下院議員の党員を有するすべての政党の代表一人が互選する五人で構成する。

上院議長は国家汚職防止取締委員長および国家汚職防止取締委員任命の勅命に副署する。

第二九八条(任期)

国家汚職防止取締委員の任期は国王による任命日から九年とし、一期のみとする。

任期満了にともない退任する国家汚職防止取締委員は新たに任命される委員が就任するまで職務を継続しなければならない。

国家汚職防止取締委員の退任、ならびに空席となった委員の選考および選出に、第二六〇条および第二六一条の規定を準用する。

第二九九条(下院議員による弾劾請求権)

下院議員は現有下院議員総数の四分の一以上の連名で、何等かの国家汚職防止取締委員に公正を欠く行為があった、憲法あるいは法律に故意に違反した、または地位の名誉を損なう重大な経緯があったことを上院議長に申し立て、上院議会で弾劾決議を請求する権利を有する。

第一段落に基づく上院議会の国家汚職防止取締委員の弾劾決議には、現有上院議員総数の四分の三以上の票数を要する。

第三〇〇条(不正委員への申立)

下院議員、上院議員あるいは両院議員は両院の現有議員総数の四分の一の連名で、何等かの国家汚職防止取締委員に異常蓄財、職務上の不正あるいは公務上の地位・義務に対する違反があったことを最高裁判所政治職者刑事訴訟部に申し立てる権利を有する。

第一段落に基づく申立では、第一段落に基づく規定に違反した容疑の経緯を事項ごとに明記し、上院議長に提出する。上院議長が申立を受理した時は、審理・判決のために最高裁判所政治職者刑事訴訟部に送致する。

容疑のある国家汚職防止取締委員は、最高裁判所政治職者刑事訴訟部がその申立を棄却する判決を下すまで、職務を遂行することはできない。

第三〇一条(職務権限)

国家汚職防止取締委員会は、以下の職務権限を有する。

- (一) 第三〇五条に基づき、事実関係を調査し、見解を付した調書を上院議長に提出する。
- (二) 第三〇七条に基づき、事実関係を調査し、見解を付した調書を最高裁判所政治職者刑事訴訟部に提出する。
- (三) 汚職防止取締に関する憲法付属法令に基づき、国の職員の異常蓄財、職務上の不正あるいは公務上の地位・義務に対する違反、または司法上の地位・義務に対する違反について調査・裁定し、手続きを進める。
- (四) 第二九一条および第二九六条に基づく政治職者の財産および負債について、提出された帳簿および付属書類に照らしてその正否および実在、または変化について検査する。
- (五) 毎年、見解を付した検査報告および活動報告を内閣、下院議会および上院議会に提出し、その報告を印刷・出版する。

(六)法律が規定する他の職務。

第一四六条および第二六五条の規定を国家汚職防止取締委員会の職務に準用する。

第三〇二条(事務局)

国家汚職防止取締委員会は独立した国家汚職防止取締委員会事務局を有し、国家汚職防止取締委員会事務局長を国家汚職防止取締委員長直属の長とする。

国家汚職防止取締委員会事務局長の任命には、国家汚職防止取締委員会および上院議会の承認を要する。

国家汚職防止取締委員会事務局は法律の規定に基づき、独立して人事、予算および他の活動を運営する。

第三節

弾劾

第三〇三条(上院の弾劾権)

内閣総理大臣、国务大臣、下院議員、上院議員、憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官あるいは最高検察庁長官のいずれかの者に、異常蓄財の経緯、職務上不正な指示、公務上の地位・義務に対する違反の指示、司法上の地位・義務に対する違反の指示、または憲法あるいは法律の規定に抵触する職務権限の故意の行使がある場合、上院議会はその者を弾劾する権限を有する。

第一段落の規定は以下の役職者にも適用する。

(一)選挙管理委員、国会オンブズマン、憲法裁判所司法官および国家会計検査委員。

(二)汚職防止取締に関する憲法付属法令に基づく裁判官あるいは司法官、検察官あるいは国の高官。

第三〇四条(両院・国民の弾劾請求権)

下院議員は現下院議員総数の四分の一以上、あるいは選挙権者は五万人以上の連名で、第三〇七条に基づき上院議会が第三〇三条に基づく者の弾劾を決議するよう上院議長に申し立てる権利を有する。その申立にはその役職者の容疑の経緯を事項ごとに明記する。

上院議員は現上院議員総数の四分の一以上の連名で、第三〇七条に基づき上院議会が上院議員の弾劾を決議するよう上院議長に申し立てる権利を有する。

第一段落に基づく国民の連名の原則、方法および条件は、汚職防止取締に関する憲法付属法令に従う。

第三〇五条(国家汚職防止取締委員会の関与)

第三〇四条に基づく申立を受理した時、上院議長は速やかに調査のために国家汚職防止取締委員会にその件を送付する。

調査を終了した時、国家汚職防止取締委員会は報告を上院議会に提出する。その報告では申立のあった容疑事項について確証の有無とその程度およびその事由を明記しなければならない。

国家汚職防止取締委員会が申立に基づくいずれかの容疑事項が重要だと判断した場合は、その事項に関する報告を事前に上院議会に送付することができる。

国家汚職防止取締委員会がいずれかの容疑事項に確証があると判断した場合、容疑を受けた役職者はその日から上院議会の決議があるまで職務を継続することはできず、国家汚職防止取締委員長は第三〇六条に基づく手続きを行うために上院議長に、また最高裁判所政治職者刑事訴訟部に告発するために最高検察庁長官に、見解を付した報告および現有する資料を送付する。しかし国家汚職防止取締委員会が容疑には確証がないと判断した場合は、その容疑は却下される。

最高検察庁長官が第四段落に基づき国家汚職防止取締委員会が送付した報告、資料および見解が訴訟手続きを行うには不十分だと判断した場合、最高検察庁長官は不十分な事項を訂正するよう国家汚職防止取締委員会に通知する。その場合、国家汚職防止取締委員会および最高検察庁長官は、同人数の双方の代表で構成する作業部会を設置し、十分な証拠の収集を行わせ、訴訟手続きのために最高検察庁長官に送付させる。その作業部会が訴訟手続きに関する解決策を見出だせない場合、国家汚職防止取締委員会は自ら告発するか、弁護士を任命して告発を代行させることができる。

第三〇六条(上院での審議)

第三〇五条に基づく報告を受理した時、上院議長は速やかにその件を審議するために上院議会を開会する。

国家汚職防止取締委員会が閉会中に報告を送付した場合は、上院議長は特別国会召集の勅命を奏上するよう国会議長に通知し、国会議長が勅命に副署する。

第三〇七条(上院決議)

上院議員は独立して投票することができ、それは秘密投票によらなければならない。役職者の弾劾決議には現有上院議員総数の五分の三以上の票数を要する。

弾劾された者は、上院議会が弾劾を決議した日をもって退任し、あるいは公務から免職される。また五年間はその者が政治上の地位あるいは公務に就く権利を剥奪する。

本条に基づく上院議会の決議は最終的なものとし、同一の事由により改めてその者の弾劾を申し立てることはできないが、これは最高裁判所政治職者刑事訴訟部の審理には影響しない。

第四節

政治職者の刑事訴訟手続き

第三〇八条(最高裁判所政治職者刑事訴訟部)

内閣総理大臣、国務大臣、下院議員、上院議員あるいはその他の政治職公務員に、異常蓄財、刑事法典に基づく公務上の地位・義務に対する違反、またはその他の法律に基づく地位・義務に対する違反あるいは職務上の不正の容疑が発生した場合、最高裁判所政治職者刑事訴訟部はこれを審理・判決する権限を有する。

第一段落に基づく規定は、その者あるいは他の者が主犯者、教唆者あるいは共犯者だった場合にも適用する。

第三〇九条(被害者の請求権)

第三〇八条に基づく行為の被害者は汚職防止取締に関する憲法付属法令に基づき、国家汚職防止取締委員会に第三〇一条(二)に基づく手続きを行うよう請求する権利を有する。

第三〇五条第一段落、第四段落および第五段落の規定を準用する。

第三一〇条(訴訟審理)

訴訟審理において、最高裁判所政治職者刑事訴訟部は国家汚職防止取締委員会の調書を審理の基礎とし、必要に応じて事実関係および証拠の調査を追加することができる。

第二六五条の規定を最高裁判所政治職者刑事訴訟部の職務に準用する。

第一六六条および第一六七条に基づく下院議員および上院議員の身柄拘束に関する規定は、最高裁判所政治職者刑事訴訟部の訴訟審理には適用しない。

第三一一条(判決)

判決は多数決により、審理団を構成する裁判官は全員が訴訟裁定に関する意見書を作成し、決議前の評議で陳述しなければならない。

訴訟裁定に関する意見書には、少なくとも以下の事項がなければならない。

- (一) 被疑者の氏名。
- (二) 被疑内容。
- (三) 審理による罪料および事実の要旨。
- (四) 裁定ならびに事実および法律上の問題の事由。
- (五) 根拠となる法律の条項。
- (六) 訴訟裁定(もしあれば)ならびに関連する財産に関する手続き。

最高裁判所政治職者刑事訴訟部の命令および判決は公開し、最終的なものとする。

第一一章

国家会計検査

第三一二条(国家会計検査委員会)

国家会計検査は、国家会計検査委員会および国家会計検査院総裁が独立して、かつ中立に行う。

国家会計検査委員会は、国家会計検査、簿記、組織内会計監査、金融財政および他の分野の専門性および経験を有する者の中から国王が上院議会の助言により任命する委員長一人および他の委員九人で構成する。

国家会計検査委員会は国家会計検査に関する憲法付属法令の規定に基づき、独立した国家会計検査院を有し、国家会計検査院総裁を国家会計検査委員長直属の長とする。

国王は、国家会計検査、簿記、組織内会計監査、金融財政あるいはその他の分野の専門性および経験を有する者の中から、上院議会の助言により国家会計検査院総裁を任命する。

上院議長は国家会計検査委員会の委員長および委員、ならびに国家会計検査院総裁任命の勅命に副署する。

国家会計検査委員の任期は国王が任命した日から六年とし、一期のみとする。

国家会計検査委員および国家会計検査院総裁の資格、禁止事項、選考および選出、ならびに退任、また国家会計検査委員会、国家会計検査院総裁および国家会計検査院の職務権限は国家会計検査に関する憲法付属法令に従う。

国家会計検査委員および国家会計検査院総裁に任命される者の資格および選出方法の規定は、適切な資格を有し、かつ誠実公正な者を選出するため、またその者の職務の独立性を保障するために規定されなければならない。

第一二章

憲法改正

第三一三条(原則・方法)

憲法改正は以下の原則および方法によってのみ、これを行うことができる。

(一)改正動議は内閣、または現有下院議員総数の五分の一以上の下院議員、または両院の現有議員総数の五分の一以上の上院議員および下院議員により提出されなければならない、下院議員のその動議の提出あるいは動議への連名は、その下院議員が所属する政党が提出の決議をした時に、これを行うことができる。

国王を元首とする民主主義制度あるいは国の形態の変更をもたらす憲法改正動議は提出することはできない。

(二)改正動議は改正憲法案として提出しなければならない、国会が三次にわたり審議する。

(三)原則承認の第一読会の採決は公開の氏名点呼の方法により、その改正の承認には両院の現

有議員総数の半数以上の票数を要する。

(四) 条項ごとの審議の第二読会の採決は多数決による。

(五) 第二読会の審議が終了した後は一五日間が経過した時に国会は引き続き第三読会の審議を行う。

(六) 最終の第三読会の採決は公開の氏名点呼の方法により、その憲法施行の承認には両院の現有議員総数の半数を超える票数を要する。

(七) 前述のように可決された時は、その改正憲法案を奏上し、第九三条および第九四条の規定を準用する。

経過規定

第三一四条(枢密院)

本憲法の公布日に在任している枢密院は本憲法の規定に基づく枢密院とする。

第三二三条に基づき上院議員全員の議員資格が喪失している間、枢密院議長は枢密院としての職務を遂行し、残りの枢密院は第一九条、第二一条、第二二条、第二三条に基づく国会の職務を遂行するとともに、第二〇条第三段落および第二四条第三段落は適用しない。また枢密院は暫定的な議長を互選する。

第三一五条(国会両院)

本憲法の公布日から第三二四条に基づく下院議員選挙日まで、最終的に一九九六年タイ王国改正憲法(第六号)により改正された一九九一年タイ王国憲法に基づく下院議会が本憲法に基づく下院議会の職務を遂行し、国王が第五段落に基づく上院議員を任命する日から四年間が経過した日あるいは第五段落(二)に基づく上院議員選挙日まで、最終的に一九九六年タイ王国改正憲法(第六号)により改正された一九九一年タイ王国憲法に基づく上院議会が本憲法に基づく上院議会の職務を遂行する。

本憲法の公布日に在任している下院議員は、下院議会の任期満了あるいは議会解散または第三二三条に基づく議員資格喪失まで、本憲法の規定に基づく下院議員の任にとどまる。いかなる事由によるかに関わらず、下院議員に空席が生じた場合は、現有の下院議員で下院議会を構成する。

本憲法の公布日に在任している上院議員は、最終的に一九九六年タイ王国改正憲法(第六号)により改正された一九九一年タイ王国憲法に基づく上院議員の資格喪失あるいは第三二三条に基づく上院議員の資格喪失まで、本憲法の規定に基づく上院議員の任にとどまる。いかなる事由によるかに関わらず、上院議員に空席が生じた場合は現有の上院議員で上院議会を構成する。

第一〇七条(三)、第一一八条(七)、第一二一条、第一三五条(二)および(三)、第一二六条(二)および(三)、第一二七条、第一三〇条および第一三四条の規定を第二段落に基づく下院議員および

第三段落に基づく上院議員に適用しない。

第三段落に基づく上院議員全員の資格喪失の事由が発生した場合は、本憲法の規定に基づく最初の上院議員選挙を以下のように実施する。

(一) 国王による任命日から四年間が経過して上院議員の資格が消滅する場合は、四年間が経過する日の前の六〇日以内に、選挙を終了させる。その場合、選挙された上院議会および上院議員の任期は第三段落に基づく上院議員の資格喪失日から数える。

(二) 第三二三条に基づき上院議員の資格が消滅する場合は、下院議員および上院議員選挙に関する憲法付随法令に基づき選挙を実施するが、その法律がまだない場合は、本憲法に抵触あるいは相反しない限りにおいて、本憲法の公布日に適用されている下院議員選挙に関する法律を、すべての「下院議員」の語句を「上院議員」に置き換えて上院議員選挙に適用し、第三一九条に基づき任命される選挙管理委員長をその法律の主務官とする。選挙管理委員会が下院議員選挙に関する法律の何等かの規定が本憲法に抵触あるいは相反すると判断した場合は、選挙管理委員会は選挙を公正かつ公平に実施するためにその規定に代わる規約を規定する権限を有する。その規約およびその規定が本憲法に抵触あるいは相反するとの判断は、官報で公布する前に憲法裁判所に送付し、その承認を得なければならない。

(二)に基づく上院議員選挙は本憲法公布日から二四〇日が経過した日から九〇日以内に実施し、同じ日に第三二四条に基づく下院議員選挙を実施することはできない。

第三一六条(両院議長・会議規則)

本憲法の公布日に在任している下院議長、下院副議長および下院議会の野党指導者は、本憲法の規定に基づく下院議長、下院副議長および下院議会の野党指導者の任にとどまる。

本憲法の公布日に在任している上院議長および上院副議長は、第三一五条に基づき上院議会の任期が満了するまで、あるいは第三二三条に基づき満期満了前に退任するまで、本憲法の規定に基づく上院議長および下院副議長の任にとどまる。

本憲法の公布日に施行されている下院会議規則、上院会議規則および国会会議規則は、本憲法の規定に抵触あるいは相反しない限りにおいて、引き続き効力を有するが、その会議規則は以下のいずれかの場合に該当する時に失効する。

(一) 第三一五条第一段落に基づく下院議会の任期が満了した、あるいは解散した、または第三二三条に該当した時。

(二) 本憲法の公布日から二四〇日以内に策定しなければならない新しい上院会議規則が策定された時。

(三) 本憲法に基づく総選挙による下院議員選挙後の最初の国会が召集された日から二四〇日以内に策定しなければならない新しい国会会議規則が策定された時。

第三一七条(内閣)

本憲法の公布日に国政を行っている内閣は、本憲法の規定に基づく内閣の任にとどまる。

最終的に一九九六年タイ王国改正憲法(第六号)により改正された一九九一年タイ王国憲法第一五六条の規定を、第一段落に基づく個々の国務大臣および内閣の不信任討議、または第三二四条に基づく下院議員選挙が実施されるまでの間に新たに成立した内閣およびその個々の国務大臣の不信任討議に適用し、所定の票数により不信任案が可決された場合は、その国務大臣あるいは内閣は辞職し、また第三二四条に基づく下院議員選挙が実施された時、第一段落に基づく内閣あるいは第三二四条に基づく下院議員選挙が実施されるまでの間に新たに成立した内閣は退任するが、新たに成立する内閣が就任するまで職務を遂行するために任にとどまらなければならない。

第一一八条(七)、第一二七条、第二〇一条、第二〇二条、第二〇三条、第二〇四条、第二〇六条(二)(三)および(六)、第二〇九条、第二一五条第四段落および第二一六条(五)の規定は、本条に基づく内閣総理大臣および国務大臣の就任および退任には適用しない。

第三一八条(法務委員会)

当初は司法公務員規約に関する法律に基づく法務委員会を、第二七四条に基づく司法裁判所法務委員会が設置されるまで本憲法に基づく司法裁判所法務委員会とし、法務委員の選挙は司法公務員規約に関する法律に従う。

本憲法の公布日から三年以内に、本憲法第二七四条の施行のために必要なあらゆる手続きを行う。

第三一九条(選挙管理委員会)

当初は上院議会が本憲法の公布日から三〇日以内に、第一三六条に基づく選挙管理委員を選出し、第一三八条に基づく期限規定は適用しない。

当初、最高行政裁判所長官がまだいない間、選挙管理委員会選考委員会は、法人格のすべての国立高等教育機関の学長が互選する五人および下院議員の党員を有するそれぞれの政党代表一人が互選する四人の計九人の委員で構成する。

選挙管理委員会に関する憲法付属法令が施行されていない場合、選挙管理委員会は本憲法に基づく選挙管理委員会の職務に必要な規約を策定する。その規約は官報公布前に憲法裁判所に送付し、憲法に基づく正否を審議し、選挙管理委員会に関する憲法付属法令が発効するまで施行することができる。

第三二〇条(憲法裁判所)

当初は最終的に一九九六年タイ王国改正憲法(第六号)により改正された一九九一年タイ王国憲法に基づく憲法審査委員会を、第二段落に基づき憲法裁判所が設立されるまで本憲法に基づく憲法裁判所とする。

当初は本憲法の公布日から四五日以内に、第二五五条および第二五七条に基づき憲法裁判所司法官の選出手続きを行う。

最高行政裁判所はまだ設置されていない間は、第二五五条(二)を適用せず、憲法裁判所は国王が第二五五条(一)(三)および(四)に基づく者の中から任命する憲法裁判所長官一人および他の憲法

裁判所司法官一二人で構成する。

第三二一条(国家汚職防止取締委員会)

公務員汚職不正行為防止取締委員会および公務員汚職不正行為防止取締委員会事務局を、本憲法の公布日から二年以内に、本憲法の規定に基づき国家汚職防止取締委員会が任命され、あるいは国家汚職防止取締委員会事務局が設置されるまで、本憲法に基づく国家汚職防止取締委員会および国家汚職防止取締委員会事務局とする。

本憲法の施行のために、第一段落に基づく公務員汚職不正行為防止取締委員会は本憲法に基づく国家汚職防止取締委員会の職務に必要な規約を策定する。その規約は官報公布前に憲法裁判所に送付し、憲法に基づく正否を審議し、汚職防止取締に関する憲法付属法が発効するまで施行することができる。

当初、最高行政裁判所長官がまだない間、第二九七条第三段落に基づく国家汚職防止取締委員選考委員会は最高裁判所長官の委員長、法人格のすべての国立高等教育機関の学長が互選する七人および下院議員の党員を有するそれぞれの政党代表一人が互選する五人の委員の計一四人で構成する。

第三二二条(その他の機関)

当初、第三一五条第三段落に基づく上院議会が選出を決議した選挙管理委員、国会オンブズマン、国家人権委員、憲法裁判所司法官、国家汚職防止取締委員および国家会計検査委員の任期は所定の任期の半分とし、本憲法に基づき選挙された上院議会が最初にその役職者を選出する際には、任期を一期に限定する規定は適用しない。

本憲法に基づく上院議員選挙が実施される前は、本憲法に基づく弾劾は第三一五条に基づく下院議会および上院議会の合同会議の決議により、第一〇九条(一四)、第一一八条(一〇)、第一三三条(八)、第一四一条(五)、第一六八条(三)、第二一六条(八)、第二六〇条(六)、第二九九条、第三〇三条、第三〇四条および第三〇七条の規定を準用する。

第三二三条(選挙関連憲法付属法三法)

本憲法の公布日から二四〇日以内に、国会は下院議員および上院議員選挙に関する憲法付属法案、選挙管理委員会に関する憲法付属法案および政党に関する憲法付属法案の審議および承認を終了させ、その期間中は下院議会を解散できないものとする。

第一段落に基づく手続きは以下のように行う。

(一)下院議会は本憲法の公布日から一二〇日以内に、第一段落に基づく憲法付属法案の審議を終了させる。その期限が経過しても第一段落に基づくすべての憲法付属法案の審議が終了しない場合は、下院議員全員の議員資格は同時に消滅する。また第一段落に基づくすべての憲法付属法案が承認されるまで、あるいは第三二四条に該当する場合を除き、本憲法に基づく総選挙を実施することを禁じる。その場合、上院議会在国会の職務を遂行し、本憲法の公布日から一二〇日が経過した日の

翌日から九〇日以内に、その憲法付属法案の提出および審議の手続きを終了させる。

(二) 下院議会が(一)が規定する期間内に、第一段落に基づくすべての憲法付属法案の審議を終了した場合は、上院議会はその憲法付属法案を受理した日から九〇日以内に、その憲法付属法案の審議を終了させる。

(三) 上院議会が(一)あるいは(二)が規定する期間内にすべての憲法付属法案の審議を終了できない場合は、上院議員全員の議員資格は同時に消滅する。いずれかの憲法付属法案が下院議会の承認を受けた場合は、その憲法付属法案は国会の承認を受けたものと見做し、第九三条および第九四条をその憲法付属法案に準用する。

本条に基づき国会が承認した、あるいは承認したものと見做される憲法付属法案については、内閣総理大臣がただちに第九三条に基づく手続きを行い、第九三条に基づく期限は適用しない。

第一六九条の会計関連法令案に関する規定は、第二段落(一)および(二)に基づく下院議員あるいは上院議員による第一段落に基づく憲法付属法案の提出および審議には適用しない。

本条に基づく手続きに第一六八条の規定を適用する。

第三二四条(下院議員選挙)

以下のいずれかの場合に該当する時、本憲法に基づく下院議員選挙を実施する。

(一) 国会が第三二三条第一段落に基づく期間内にすべての憲法付属法案を承認した場合、または第三二三条に基づき国会の職務を遂行する下院議会あるいは上院議会が第三二三条に基づく期間内にすべての憲法付属法案の審議を終了した場合、第三一九条に基づく選挙管理委員会は下院議会の任期が満了し、あるいは解散した日、または第三二三条に基づく場合に該当した時から六〇日以内に、本憲法に基づく下院議員選挙を実施する。

(二) 下院議会および上院議会双方が所定の期間内に第三二三条第一段落に基づく憲法付属法案の審議および承認を終了できない場合は、第三二三条第一段落の期限が経過した日から九〇日以内に本憲法に基づく下院議員選挙を実施し、本憲法の公布日に施行されている下院議員選挙に関する法律を、本憲法に抵触あるいは相反しない限りにおいて、その選挙に適用する。その場合、第三一九条に基づき選出される選挙管理委員長をその法律の主務官とし、選挙管理委員会が下院議員選挙に関する法律のいずれかの規定が本憲法に抵触あるいは相反すると判断した場合は、選挙管理委員会は選挙を公正かつ公平に実施するため にその規定に代わる必要な規約を策定し、施行する権限を有する。その規約およびその法律の規定が本憲法に抵触あるいは相反するとの判断は、官報で公布する前に憲法裁判所に送付し、その承認裁定を得なければならない。

本憲法に基づき新たな下院議員および上院議員の選挙が実施されたが、第三二三条第一段落に基づくすべての憲法付属法案がまだない時は、下院議会および上院議会は、まだ制定されていない第三二三条に基づく憲法付属法案を審議および承認する。その期間は総選挙による下院議員の選挙日から数え、(二)および第三一五条第五段落(二)の規定を準用する。

第三二五条(公布後最初の総選挙時期)

本憲法公布日後最初の総選挙である下院議員選挙には、第一〇七条(四)が規定する期限を適用しない。

第三二六条(選挙法)

本憲法が規定する以外に、下院議員および上院議員選挙に関する憲法付属法令は、少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

- (一)投票に行けない事由の通知および投票の便宜。
- (二)第一〇五条第二段落に基づく選挙権者の投票促進。
- (三)代表名簿式選挙の立候補者名簿の作成、立候補者名簿の検査および重複する立候補者氏名の削除、ならびに名簿に記載された立候補者氏名の公布。
- (四)立候補者への投票を棄権する標識の記入欄を含む投票用紙の書式規定および立候補者への投票棄権者数の公布。
- (五)国による下院議員選挙の支援および上院議員選挙立候補者の紹介、ならびに上院議員立候補者本人あるいは他人が行うことができる立候補者紹介の方法。
- (六)立候補者の選挙における費用額の制限、立候補者による会計主任の任命、費用の検査および検査結果の公布。
- (七)地域に特殊な必要があり、選挙管理委員会が別様に規定した場合を除き、一カ所の公開の場で行う各選挙区における下院議員選挙の得票数の集計および集計結果の発表。
- (八)上院議員選挙の得票数の集計および集計結果の発表。
- (九)代表名簿式選挙で当選した立候補者氏名および退任する代表名簿式選挙の当選者に代わり昇格当選する次点の者の氏名の発表。

第三二七条(選挙管理委員会設置法)

本憲法が規定する以外に、選挙管理委員会に関する憲法付属法令は少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

- (一)選挙管理委員会の職務権限。
- (二)少なくとも選挙区の区分、選挙権者名簿の作成および集計のやり直しを含む、選挙管理委員会の職務内容。
- (三)国王を元首とする民主主義制度に関する国民教育。
- (四)選挙管理委員会の捜査・取り調べおよび裁定の手続き。
- (五)選挙あるいは政党に関する違反についての選挙管理委員会による訴訟手続き。
- (六)裁判所、検察官、捜査官あるいは国の他の機関の選挙管理委員会への協力。
- (七)選挙管理のための民間団体代表の認定および任命。
- (八)選挙管理委員長を長とし、独立して人事、予算および他の事務を行う部署の設置。
- (九)選挙管理委員会が地方議会議員あるいは地方行政者選挙の管理および実施を開始する、本憲法公布日から一〇年以内の期限。

第三二八条(政党法)

本憲法が規定する以外に、政党に関する憲法付属法令は少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

- (一) 少なくとも一五人以上による政党の設立および政党登録における政党設立の届出。
- (二) 政党の廃止。その際、党員を選挙に立候補させなかったこと、あるいは党員が選挙で当選しなかったことを廃止あるいは解散しなければならない事由にしてはならない。
- (三) 政党の活動運営および政党の活動報告作成。
- (四) 国による政党支部の設立支援および振興。
- (五) 国による資金あるいは他の利益による政党支援、選挙における政党費用の制限および政党の受納寄付の管理。
- (六) 政党の財務監査、ならびに政党の収入源および支出の監査および公開。
- (七) 政党の出納簿および財産・負債帳簿の作成。その際、選挙管理委員会が監査し、公衆に告知するために、毎暦年度ごとに政党の収入源および支出を公開しなければならない。

第三二九条(二年以内に制定する憲法付属法)

本憲法の公布日から二年以内に、以下の憲法付属法令を制定しなければならない。

- (一) 国会オンブズマン。
- (二) 汚職防止取締。
- (三) 政治職者刑事訴訟審理。
- (四) 国家会計検査。
- (五) 国民投票。

第三三〇条(国会オンブズマン設置法)

本憲法が規定する以外に、国会オンブズマンに関する憲法付属法令は少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

- (一) 国会オンブズマンの職務遂行。
- (二) 裁判所、検察官、捜査官あるいは国の他の機関の国会オンブズマンへの協力。
- (三) 国会オンブズマン事務局長の資格および任命原則。
- (四) 国会オンブズマン事務局の職務権限。

第三三一条(汚職防止取締法)

本憲法が規定する以外に、汚職防止取締に関する憲法付属法令は少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

- (一) 異常蓄財および職務上の不正行為となる性質の規定。
- (二) 在任中あるいは退任後の所定期間中に政治職者あるいは国の他の職員が責任を負うべき個人

の利益と全体の利益が相反する行為の禁止。

(三)本憲法に基づき財産・負債帳簿を提出しなければならず、弾劾の対象となる裁判官あるいは司法官の地位および等級、公務員、職員あるいは他の役職者の地位および等級。

(四)政治職者および国の職員の財産・負債帳簿および付属書類の提出義務、定期的なその財産・負債帳簿の審議および検査の原則、ならびに財産・負債帳簿公開の原則。

(五)政治職者および国の職員の異常蓄財、職務上の不正行為、公務上の地位および職務に対する違反、法律上の地位および義務に対する違反あるいはそのような状況が疑われる不審行為の告発方法。その際、然るべき状況および証拠あるいは手掛かりを明記しなければならない。

(六)政治職者が告発された場合の、賞罰権限を有する高官の地位状況に留意しての事実関係の調査および調書作成の過程、ならびに然るべき被疑者の保護。

(七)重要な公共利益を保護する場合を除き公開しなければならない何等かの者を弾劾する上院議会の審議、ならびに秘密投票による決議の過程。

(八)地位の水準に適した国の職員の異常蓄財、職務上の不正行為、公務上の地位および職務に対する違反、ならびに法律上の地位および義務に対する違反についての調査および裁定の過程、ならびに然るべき被疑者の保護。

(九)刑事事件審理権を有する裁判所における政治職公務員以外の国の職員の刑事訴訟手続き。

(一〇)裁判所、検察官、捜査官あるいは国の他の機関の国家汚職防止取締委員会への協力。

(一一)告訴のための第三〇五条に基づく手続き、ならびに訴訟のための被疑者の連行。

(一二)財産の譲渡あるいは移転したことが明らかになった場合の賠償の原則および方法。

(一三)不公正な行為、職務上の不正あるいは公務上の地位および職務に対する違反の場合、国家汚職防止取締委員会の委員長あるいは委員が受けるべき処罰。その罰則はその違反について法律が規定する処罰よりも二倍以上の量でなければならない。

第三三二条(政治職者刑事訴訟法)

本憲法が規定する以外に、政治職者刑事訴訟審理に関する憲法付属法令は少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

(一)最高裁判所政治職者刑事訴訟部の職務権限。

(二)政治職者刑事訴訟の審理方法。その際、国家汚職防止取締委員会がまとめた調書を基礎として事実関係を調査しなければならないとともに、各当事者から聴取することおよび被疑者の抗弁の権利を原則としなければならない。

(三)重要な公共の利益を保護する必要がある場合を除く、公開審理。

(四)数次あるいは重複する訴訟手続きの禁止。

(五)第三〇六条に基づき訴訟手続きを行う者の任命。

(六)訴訟審理・判決を迅速かつ公平に進めるために必要なその他の事項。とくに他の裁判所、捜査官あるいは国の他の機関は最高裁判所政治職者刑事訴訟部に協力しなければならない。

第三三三条(国家会計検査法)

本憲法が規定する以外に、国家会計検査に関する憲法付属法令は少なくとも以下の重要事項を含まなければならない。

(一)政策策定、国家会計検査に関する問題点解決のための協議、助言および提言、国家会計検査に関する基本規則の策定、予算および財政上の規律に関する原則および審議方法の規定、行政上の過料の規定、最高決定機関としての規律、予算および財政に関する違反の審議・裁定、ならびに国家会計検査院総裁の選出審議における、国家会計検査委員会の職務権限。

(二)国家会計検査委員会および国家会計検査院総裁の職務遂行。

(三)人事、予算、事務および他の職務に関して独立した職務を行う国家会計検査院の設立。

第三三四条(その他の立法・施行期限)

以下の手続きを所定の期間内に終了させる。

(一)第九八条、第一九九条、第二〇〇条、第二四八条、第二七〇条、第二七五条および第二八四条第二段落および第三段落に基づく法律制定を、本憲法の公布日から二年以内に終了させる。

(二)本憲法の公布日から二年以内に、何等かの会計年度に満六〇歳になる司法裁判所裁判官を、満六〇歳になる会計年度最終日の翌日から満六五歳になる会計年度最終日まで、下級裁判所の訴訟を審理する上席裁判官に任命する原則を規定する法律を制定する。いずれかの上級裁判官が法律の規定に基づき職務上の能力を有すると評価された場合は、その裁判官が満七〇歳になる会計年度最終日まで在任することができる。

(三)第三七六条に基づく行政裁判所の設立を、本憲法の公布日から二年以内に終了させる。

(四)第二八五条第三段落に基づく住民の直接選挙あるいは地方議会の承認による地方行政委員会あるいは地方行政者の選出を、第三三五条(七)に該当する場合を除き、本憲法の公布日から二年以内に終了させる。

第三三五条(暫定的な適用免除)

当初は以下の規定を以下の条件下の場合に適用しない。

(一)第二九条第二段落および第三段落は、本憲法の公布日に効力を有する、あるいは本憲法の公布日より前に国会に承認された法律には適用しない。しかしその件に関する法律を新たに制定する時あるいはその法律を改正する時は、その手続きは第二九条に従わなければならない。その際、その法律の規定に基づく権限により公布する政令あるいは規則にも準用する。

(二)第四〇条の規定は、本憲法の公布日から三年以内にその規定に基づく法律が制定されるまで適用しない。その際、制定する法律は、その法律の発効日に有効な許可、事業権あるいは契約が失効するまで、その許可、事業権あるいは契約に影響しない。

(三)第四三条第一段落の規定は、本憲法の公布日から五年以内にその規定に基づく手続きが行われるまで適用しない。

(四)第一七〇条および第二〇九条の規定は、本憲法の公布日から二年以内にその規定に基づく法

律が制定されるまで適用しない。

(五)第二三六条および第二〇九条第三段落および第五段落の規定は司法裁判所の訴訟審理に、また第二七三条第二段落は第三一八条に基づく法務委員会に適用しないが、本憲法の公布日から五年以内にその規定に基づく手続きを行わなければならない。

(六)第二三七条の規定は、本憲法の公布日から五年以内にその規定に沿って法律の規定が改正されるまで適用しない。

(七)第二八五条第二段落および第三段落の規定は、行政区議会の選挙による議員の任期が満了するまで、本憲法の公布日に在任しているその行政機関の議員あるいは行政者に適用しない。

(八)第二八八条第二段落は、その本憲法の公布日から二年以内にその規定に基づき法律が改正され、あるいは新たに制定されるまで、地方事務所委員会の構成に適用しない。

第三三六条(五年後の憲法改正意見提出)

本憲法の公布日から五年が経過した時、選挙管理委員会、憲法裁判所法務委員会あるいは国家汚職防止取締委員会は、本憲法あるいはその他の法律の改正について国会および内閣に意見を提出する権限を有する。

(西暦一九九七年一〇月一日施行)